

昭和十年 一一一八六
ク 十一年 一一一九八
ク 十二年四月一一二四八
(ク 十一年四月一一一九二)

(ロ) 此の最近の上昇は専ら軍需關係及海外輸入の原料品である。之を示すために、四月の分を前月及前年四月と對比した資料を掲げておく。

四月物價對前月及前年四月比較表

商品類別	騰貴割合%		前月比較騰落品目
	前月比較	前年同月比較	
食用農產物	三・五	一〇・七	内地米、朝鮮米、臺灣米、大麥、裸麥、內地小麥、外國小麥、内地大豆、滿洲大豆
其他食料及嗜好品	〇・九	二・二	小麦粉、醬油、精糖、魚類、罐詣、大豆油、種子(分蜜糖、茶油、麥酒)
織維原料品	一・五	二・七・六	紡績絹絲、人造絹絲、印棉、綿絲、羊毛、毛絲、麻(生絲、毛斯綸羽二重(内地輸出向)、縮緬(輸出向)、絹裏地、巾、天竺、綿朱子、白木綿、羅紗、莫大小)
布帛類	一・六	二・八・〇	富士絹
建築材料	九・一	五一・三	内地材、外國材、洋灰、板硝子、疊表、石材
金屬類	八・三	一二六・五	鐵錢、鋼、亞鉛、アルミニウム、亞鉛鐵板、釘(銅、鉛、真鍮、錫、錫力、ヤル、塗料、バルブ、印刷紙、模造紙、更紙、ゴムタイ、機械油、皮革、燐寸、珊瑚鐵器、生ゴム、絶縁電線)
燃料	四・五	九・八	石炭、重油、揮發油、骸炭

主要品目	騰落(一)割合%		主要品目
	前月比較	前年同月比較	
肥工業藥材料	七・一	一〇・九	大豆粕、菜種粕、過磷酸、魚肥
肥料業藥材料	四・三	二四・三	硫酸、苛性曹達、曹達灰、晒粉
共他	二・四	三三・三	(塗料、ヤル、機械油、皮革、燐寸、珊瑚鐵器)
總平均	(一一〇品)	三四	二八・九
總平均	(一一〇品)	三四	二八・九
同上重要商品別比較表			

主要品目	騰落(一)割合%		主要品目
	前月比較	前年同月比較	
内地米	三・四	七・〇	大豆粕、菜種粕、過磷酸、魚肥
小麦粉	二・四	一・三	硫酸、苛性曹達、曹達灰、晒粉
生麥酒	二・五	二・四	(塗料、ヤル、機械油、皮革、燐寸、珊瑚鐵器)
人造紗絲	一・五	二・七	大豆粕、菜種粕、過磷酸、魚肥
人綿絲	六・〇	一・二	硫酸、苛性曹達、曹達灰、晒粉
毛綿絲	一・二	三八・二	(塗料、ヤル、機械油、皮革、燐寸、珊瑚鐵器)
國外材	一三・八	一二二・〇	大豆粕、菜種粕、過磷酸、魚肥

(ハ) 最近の物價高は専ら貿易商品——殊に輸入商品による。從て、又、四月に入つてからの物價反落も専ら貿易商品——殊に輸入商品にあらはれてゐるのであつて、國內商品は動かず、貿易品

でも輸出品は殆んど低落を示してはゐない。それは三菱經濟研究所調べの次表が語つてゐる。

國內品及貿易品別指數

(昭和六年十二月十日=100)

	三月廿一日	四月廿日	四月卅日
卸賣物價總指數	一九八・一	一九六・九	一九三・六
國內商品	一四一・五	一四三・九	一四三・二
貿易商品	二二〇・九	二〇八・九	二〇五・〇
輸出商品	一六八・四	一六七・四	一六五・〇
輸入品商	三二二・六	三〇二・一	二九三・〇

みるべし、物價綜合指數は三月末日一九八なのに國內品は一四二、之に反して輸入品は實に三二三といふ激騰なのである。四月以降の反落が又、いかに輸入品に集中されてゐるかが判らう。

(ニ) しかも、特記せねばならぬ點は、わが物價が昨年末以來急に英、米物價より著しく割高となり來れる事實である。それは次表が示してゐる。

	日	英	米	物價比較 (昭和十一年五月=100)
十一 年 五 月				
	英	國	米	國
			日	本
			一〇〇・〇	
			一〇〇・〇	
			一〇〇・〇	

六月	一〇〇・六	一〇一・三	一〇一・六
七月	一〇二・七	一〇四・二	一〇三・六
八月	一〇三・三	一〇四・七	一〇四・五
九月	一〇五・四	一〇五・五	一〇四・九
十月	一〇六・九	一〇五・一	一〇五・九
十一月	一〇九・三	一〇九・九	一〇八・八
十二月	一一三・六	一一四・四	一一七・四
十二年一月	一一六・〇	一二五・五	一二三・七
二月	一一七・九	一二六・六	一二二・七
三月	一二四・九	一二二・三	一三〇・一

(註) 英國は倫敦エコノミスト、米國はダン・アンド・ブライドストリート、日本は東洋經濟の夫々卸賣物價指數に依り計算す。(東洋經濟による)

これでみると昨年末以來のわが物價高は勿論海外物價高(殊に輸入品高)の反映にはちがひないが、それが特に強くわが國のみにあらはれてゐるのは、主として爲替管理強化策の影響と見る外はない。之によつて、事實上又は心理的に物資不足が痛感されて、物價の獨立的奔騰をもたらしてゐるといへよう。從て、物價対策にも此點の考慮が特別の役割を持たねばならぬ譯である。

(ホ) 尚ほ輸入品の割高を齎した有力な特殊原因の一つとして、筆者は海運の奔騰をも併せ注目せ

ねばならぬと思ふ。此點に就て國際汽船の住田正一氏は次の通り例證をあげて説明されてゐる。

「例へば吾人の住居に關係の深い材木であるが、アメリカ材では一千ボーデメジニア横濱渡値段卅五弗(角材)として、其運賃は十六弗、又アメリカ丸太材運賃は廿二弗であつて、價格の半分が運賃である。又北洋材即ち櫟太丸太材百石横濱渡千圓、其運賃は現在四百圓とすると、其價格の四割を占めて居るのである。

又石炭の場合、横濱渡値段一噸十五圓とすれば、九州から横濱迄の運賃四圓として、殆んど三分の一が運賃である。

更に鹽に至つては甚だしいので、外國鹽、例へばエチプト鹽一噸原價は五志であるが、其日本迄の運賃は廿九志であるから、運賃が原價の五六倍に相當するわけである。關東州鹽においてすら、運賃は横濱渡値段の三分の一以上を占めて居るのである。

其他鐵鑛石、鐵材、小麦、大豆、豆粕、棉等、重要商品殊に海外からの原料品運賃は之を其原價と對照して見ると、一割から三割位に達するものであつて、更に鮮貨、船内人夫賃等の附隨費用を加へる時は運賃の物價に及ぼす影響の如何に重大であるかといふ事を一層明瞭に知る事が出来るであらう。」

そして主要航路の運賃はどう奔騰してゐるかといへば次の通りである。

不定期航路主要運賃

	十一年三月末	十二年三月末
	最高	最低
大連—歐洲	二六志	二四志九片
西貢—佛蘭西	二九志	二三志
		四五志九片
		三七志六片

西濠—歐洲(撒)	二四志六片	二四志六片	四六志六片	三八志
南濠—歐洲(撒)	二五志六片	二五志六片	四七志六片	三九志
ブレート—歐洲	一七志九片	一七志九片	二八志六片	二五志
若松—京濱	二圆六十錢	二圆四十錢	三圆九十錢	三圆
宝蘭—京濱	二圆三十錢	二圆十錢	三圆二十錢	二圆五十錢
大連—橫濱	十四錢	十三錢	廿一錢	十七錢
北樓—太內地	百三十五圓	百三十四圓	三百圓	二百二十圓
米—日本(角材)	六弗五〇仙	六弗五〇仙	一五弗	一二弗

(註) 定期船における運賃昂騰は不定期船のそれの如くではないが、然し三割から五割の平均で各航路の運賃が引上げられた。又
船舶料は昨年對比、二倍乃至三倍で大型になる程、即ち遠洋航路の航程賃賞率が大となつて居る。(以上中外商業、五月二十六日)

三 輸入増加の対策

そこで、生産力擴充工作の進行は價格部面におけるどんな混亂を惹き起す可能性があるか、そしてそれにはどんな對策が講じられねばならぬか——といふことに考察を移さう。

先づ考へられるのは、生産力の擴充工作は、それ自體目先的には建設財の需要を増加させて、それに新しい物價上昇の原因をつくることである。しかし、これは建設工事が進捗するに従つて、漸次緩和されてくる性質のものであるから、一時的には苦しくとも出來るだけ我慢せねばなるまい。勿論建

設工事の輕重緩急に應じて適宜之を調整することは必要にはちがひないが、餘り之を抑へることのみ氣にして擴充の目的自體をおくらせることは許されないのが今日の時局の特異性なのである。

だが、これにも限度がある。餘りに過激な建設財の上昇は擴充工作上困るから、必然に不急消費を抑制するとか、海外から不足品の一部を購入しなければならなくなる。さうしなければ生産力擴充ははかどらない。必然的に機械や原料類の輸入は増加せざるを得ない。一方輸出がそれにつれて伸びないとすれば、貿易尻は惡化し國際收支の支拂勘定を増加させる。國際貸借の惡化は爲替に響き、爲替の低落は輸入品の價格上昇を通じて、國內物價を一般的に引き上げずには置かない。これに對する對策としては、結局輸入を抑へるか、輸出を増加させるか、或は又大量的な金現送を行つて爲替を防衛するかの三つの手段しかない。勿論、同時にこの三手段を併用することは可能である。しかし、この際あまり消極的な輸入制限を固執することには賛成出來ない。昨年末以來の爲替管理強化の影響を見ても解るやうに、餘り輸入に干渉すると心理的にも國內物價の騰勢に輪をかけることになるし、又輕工業原料品の輸入制限はこれら製品の輸出の減退をまねき結局堂々廻りとなつて、貿易の惡化をもたらすからである。國內の大衆生活品の輸入制限は勿論賛成は出來ない。それ故この際輸入制限の如きは奢侈品か國內に代替品の發達の見込みあるものに止めて置き、建設財の輸入はもとよりのこと、輕工業原料品の輸入なども相當寛大に取扱ひ、爲替維持のためには主として、輸出増進と金の現送によ

るべきであらうと思ふ。

この點に關聯して特に問題となるのは、現に國內の需要に對してさへ不足してゐる重工業品の如きでさへも、一日も早く輸出增加の手段を講すべきことである。それには何うしても不急な國內の需要を相當抑制する必要がある。自給自足が完成した後でなければ、外國への輸出は許可しないといふやうな今迄の官僚的・機械的な考へ方はこの際修正さるべきものと思ふ。蓋し、重工品の如きは何時でもすぐに輸出が增加出来る譯ではないのであるから、今日の好機を逸することなく、一日も早く海外市场に根を下させる必要がある。(一方雑品を中心とする輕工業品の輸出増進にも倍舊の努力が行はれねばならぬことは勿論である。それらの對策に就ては次章參照)

四 特に重視すべき基本的軍需部門の價格統制

物價統制といつても、特に當面の大問題は前述の原因からみても、又、生產力擴充への影響からみても、重工業を中心として考究されねばならない。筆者はここでは是非共國家の徹底した統制工作が急務だと考へるから、その具體的對策に就ての主張を鐵鋼品の實例に就て例證的に稍詳論しようと思ふ。

一般的にいへば、鐵鋼の價格統制もやはり應急策と根本策とに大別すべきであるが、茲では専ら應

急策を述べることに止める。鐵價統制の應急策としては、既に政府でも部分的に採用してゐるやうに（イ）消費節約と合理化（ロ）輸入促進（關稅免除、爲替手當を容易ならしむこと、共同購入機關助成等）（ハ）配給機關の整備、合理化（ニ）過度思惑及び獨占化の取締等が考へられる外に天外奇想の名案などはないやうだ。但し、政府の現在迄のやり方が、完全であるといふ譯ではないから、それを批判しつつ若干の重要な項目に就て私見を述べることにしよう。

五 消費節約と自治統制機構

先づ消費節約とその合理化に就ては、政府は官廳使用の分だけを取敢ず何割か節約することにし、民間節約も之に倣ふことを希望するに止まつてゐる。しかし、官廳消費の分は全體から見ると寧ろ低い割合しか占めないのであるし、軍擴用のものは當然節約出来ない譯だから、これだけでは節約と消費合理化の效果は甚だ不徹底である。そこで、若し、この方針を徹底化するとなれば、どうしても民間消費を含んだ全面的な節約に立ち入らねばならない。その具體策としては差當り、近く實現されようとしてゐる自治統制機關をなるべく早く完成させて、官民協力して或る程度の割當で配給を行はしめることが最も無難であらう。現に、今日でも日鐵では、自然或る種の割當で配給方針を探るやうになつてゐるのであるが、日鐵だけでは支配力が不充分だから、どうしても全生產者を打つて一丸となつてゐるのである。

する統制機關が何よりの先決要件である。しかし、最初から、國家の命令で配給の優先順位を全般的に天降り的にきめてしまふ獨善的なやり方は、現段階では行過ぎと思ふ。統制官廳は差當り國策的見地から緊急不可缺の需要を指示し、これだけは極力優先的に供給を確保せると同時に、その他的一般需要に對してはなるべくカルテル機關の自治裁量に一任するやうに仕組むべきであらう。

但し、カルテルの中央機關（總聯合會）に諮詢委員會を設け、官吏、消費者代表、其他若干の當業者外のエキスパート等をもつて構成し、國策の遂行に順應するやうに指導することが望ましい。此諮詢委員會は單に配給の割當に就てだけではなく、生産、價格其他の重要な問題に就ても内面的指導の役割を果すべきであらう。筆者は官僚獨善統制を排撃するが、所謂「カルテルの國策化」を最も現實的に遂行せしめるには、此種の官民自治協力を何よりの捷徑と考へるのである。（詳しくは第五章參照）

六 價格上の優先的割引

次に問題となるのは價格の差別化といふことである。此點に就て筆者は嘗て、中外商業紙上で「メカトからのカルテル（共販機關）の買上げ價段を差別的にせよ」といふ意味の主張を發表した。それは特別に保護助成されてゐる日鐵のやうな一貫作業會社のコストと、熔鑄爐建設を不當に抑壓されてきた民間單純會社のコストとの間には、實に人爲的に數十圓からの大きな隔りがあるといふ事實に

著目し、従つて割高の民間單純會社のコストを標準として一律に買入値段を決定する自由主義的やり方は修正されねばならぬと考へたからである。そこで、共販會社が出來、ブール計算へ迄進むとすれば少くも日鐵のものと民間會社のものとの買入値段は差別をつけ兩者を總平均したコストで、賣出値段を決定せよと主張したのである。（差別的原價主義による公定）。かうすれば共販の買入値段の平均水準が著しく割安となるから、それだけ市場相場の激騰を緩和出来る筈である。ところが、現下の要求は、單にメーカーから共販への供給値段を安くするだけでは不十分であることが痛感され、國策的需要に對しては、一般需要よりも、優先的に割安値段で提供する工作が望ましいことが明白となつて來た。之は鐵價暴騰が進めば進む程益々痛感される。詰り、共販の買入値段のみでなく、共販から消費者への賣渡値段にも優先的な差別をつけることが望ましくなつたのである。

從來は軍部及び特殊官廳の買上げ値段は一般市場よりも優先的に割安とされた。又軍部の指定工場への賣渡し値段も屢々軍部並に割安とする傾きが生じてゐるやうだ。或は指定工場へは軍部が鐵材の割安供給を取り纏めて仲介する計畫があるともいふ。常識に從へば、自然國策會社たる日鐵が特別の割安提供を誰よりも多く負擔せしめるべき筈である。高橋龜吉氏は嘗て「中外週評」（四月十九日）に於て「現下の國家的見地より見て、その必要最も急を要し、且つ、鐵價の高値を不可とする事業に對し、優先的に、所要の鐵鋼を特別の公定價格にて直接供給しその他鐵價は自然の騰貴に一任する。こ

の場合においては、右の優先的供給には主として日鐵のそれを振向け、民間製鐵會社のそれは、その一定割合、例へば三割を限つて、かかる用途に振向け、殘餘は之れを自然價格に委せる。」と主張してゐる。筆者も其主旨には賛成するが、之を現實的には共販のブール計算でどう處理されるべきであらうか？ 共販といふものがなければ問題は簡単であらうが、共販で一應ブール計算を實行する建前をとる場合は、價格上の特別割引による損失の負擔は、全組合員に、生產割當率に比例して公平に配分すべきであらうか？ それとも國策會社たる日鐵中心の特別の負擔制度を設くべきであらうか？ 若し右の特別提供品の日鐵及び民間會社への割當率が豫め規定されれば、これだけをブール計算から一應除外してもよからう。但し此場合特價品の生產割當率をどうして決定するかが問題となる。若し特價品と一般品との値開きが可なり大きくなるものとすれば、此損失の割當ての問題は甚だ複雑な利害對立を惹起する處があらう。そして從來の得意先關係の考慮も必要となるであらう。即ち從來主として軍部筋を得意としてゐた會社と然らざるものとの割當ての關係をどう處理すべきかといふ難問が横はつてゐる。理想的にいへば、此際一應、かうした傳統關係を清算して、總て共販のブール計算に一任するといふやり方が望ましいやうだ。

七 指定商及び問屋の統制

次に配給機構に關聯する他の重要問題はメーカー對指定商及び問屋の關係である。現に進行してゐる自治共販機關では指定商も問屋も存續させる代り、之を出来るだけ共販の支配下に合理的に動員出来るやうに改めようとするらしい。理想論としては中間商人を總て共販の直屬代理商に迄引き下げ思惑的擾亂を回避するやり方も考へられようが、事實としては金融力の強大な指定商をそこ迄引き下すことには困難らしい。望ましいのは寧ろ、此際各メーカーと傳統的特殊關係を取り結んでゐる指定商乃至大問屋をして、一應過去の因縁を清算せしめ、白紙狀態で新設共販に自由選定せしむることである。同時に中間商人の思惑を抑制する爲めに手數料を一定率に制限し、且つ配給先を明示させることである。このために問屋のブール化と地域的専門化と亦同業間の思惑取引の禁止とを目論でゐるらしいが、これらは勿論大いに望ましい改善の一つであらう。尤もかうなると、三井、三菱のやうな大手筋が自然獨占的優位を集中的に認められるやうになるといふ非難もあらうが、現實策としては、やはり集中化させて之を國策的に動かすといふ外に妙案はないのではなからうか？ 實際は彼等こそ中間商人としては組織網も金融力も完備してをり、且つ割合に他の二流以下の商人よりも堂々と合理的取引をするやうに訓練されてゐるのではなからうか？ 要するに、メーカーだけを押へても中間商を放任して置いたのでは何にもならないのであるから此改善は充分留意さるべきである。

八 原料類の國策的共同購入機關

最後に配給機構に關聯して、附言して置きたいのは原料、材料類の共同購入の實現である。資源局あたりでは製鐵原料株式會社といふやうな國策會社を新設して内外の鑛石、石炭を初めスクラップ、銑鐵等まで國家助力の下に積極的に確保し、これを適宜、一般民間會社へ割安に配給することを計畫してゐるらしいが、これなどは緊急策中の隨一に屬する。生産力擴充には原料確保は何よりも大切な要件の一つであるから、それを民間の個別會社に委せて置くやうでは、事實上設備の擴充と生産力の動員とはおくれる外はない。一方に許可制を施し原料手當の出來ないものは許可しないといふ方針を執る以上、益々この種の國策的原料供給機關が急務とされよう。

九 一般的の物價對策

上述の主旨は就中石炭などにも適用出来るもので、要するに重工業中心の特殊な物價統制策であるが、尙ほ全般的にいつても（イ）先高必至を見越す大量思惑の取締り、（ロ）配給機構の改善、（ハ）獨占的價格吊上の統制等が必要である。この三者は互に密接に關聯してゐるものであつて、これらの統制のためにも、現存カルテルを改善して市場統制中心のものから、國策的な生産協同推進機關とも

言ふべき性質のものに高めることが肝要である。これに關する商工省のプランとして新聞紙上にあらはれてゐるものは、強制的カルテル化と價格認可制への前進であるやうだが、その主旨が「自治的カルテルの國策化」といふことである限り筆者は一應首肯することが出来る。(第五章参照)だが、これは實際は反つて獨占的吊上の強化・助成に終る危険が大きい。さうなると根本的に生産力擴充にも逆行することになるから、國家としては、

(イ) 調査機能を擴充して、充分明確な實狀の認識を持ち、特に新興企業の激刺たる勃興力をカルテル的暴力で阻止しないやうに指導すること。

(ロ) ボロ工場の計畫的延命策を打破して、限界生産費の引下を促進すること、
(ハ) カルテルの價格決定に妥當な發言權(認可權)を行使するだけの準備と自信とを持つこと、
等が絶対に必要である。

官僚獨善は勿論避けられねばならないが、官僚が無知、無能で獨占資本に引きずり廻されるのは困る。理想としてはもとより自治機構の指導精神の國策化こそ望ましいものであるが、現状では、どうしてもそれだけに放任することは出來ず、國家の有能な干渉が必要であらう。

尙ほ、配給機關が單に生産と價格との決定だけではなしに、是非共原料の共同確保と合同的配給、生産力の共同合理化、共同輸出等に迄機能を擴大することが切望されるが、之は前述してあるから重

ねて説くことを避ける。(第五章参照)

一體、價格統制といふと、目先の上昇を機械的に抑制するといふことにのみ注意が向けられる傾きがあるが、これは決して妥當とはいへない。生産力が不足してゐる以上、價格の上昇は必然で、それを無理に人爲的に抑制すれば、肝心の生産力はいつ迄も擴充されないことになる。そこで、合理的な上昇は飽く迄之を承認するが、その代りに、獨占的な能力抑壓を一掃させて、根本的に價格引下げの地均らしをするのが眼目でなければならない。問題の主眼點は生産力動員にとつて、好適な水準に物價を位置させることであり、それは、今日以上の特別な人爲的引上げを要しないものではあらうが、さればといつて、これ以上絶対に上昇させてはならぬといふ程の窮屈なものではない。もし、物價の釘付けにのみ餘りとらはれると生産力擴充の方が手おくれとされるおそれがあるからだ。(そしてどうしても價格上昇を抑へねばならぬ場合には適當な消費の合理化と節約的統制(割當)とを必ず有效に併せ行はしめることが緊要なのである。)

尙ほ、右の一般物價對策の外ここに、特に問題とせねばならぬ點は、

- (1) 生計費の上昇と労働者賃銀のシェーレ
- (2) 農工產品間のシェーレ

が、今や漸く顯著にならうとしてゐるから、これに對して有效な統制策を探らねば勤勞大衆の生活安

定が破壊され、社會不滿が激化するおそれがあるといふことだ。

一〇 生活費上升と貨銀對策

全 國 生 計 費 指 數
(朝日新聞調査、大正 3 年 7 月 = 100)

年月	類 別 指 數					總指數
	飲食費	住居費	光熱費	被服費	文化費	
昭 7	138	241	159	120	178	164
8	142	236	171	139	179	168
9	151	233	180	147	180	174
10	165	233	178	145	182	180
11	173	233	183	151	183	185
12.1	172	233	194	168	184	188
.2	176	233	195	167	184	190
.3	176	233	191	168	185	190
.4	180	233	191	169	186	192

先づ、わが國代表的な生活費指數としての朝日新聞の調べをみると、上表の如く稍漸進ではあるが確實に生計費は高まつてゐる。ところが之と對比されるべき貨銀指數は次表の通り逆轉してゐる有様である。もつとも、實收貨銀の方は幾分上升してゐるが、之は早出、殘業等による労働延長の結果とみられる。それでも生計費の上升には追ひついてゐない。但し、之は從來の就業者の貨銀がこのやうに停頓したまま上升しないといふ風に解釋すべきではない。好景氣になつてから新規の、低廉貨銀者を多數雇入れた結果平均の水準

日銀民營工場労働統計 (大正 15 年 = 100)

年月	男			女			合 計		
	勞働人員	定額貨銀	實收貨銀	勞働人員	定額貨銀	實收貨銀	勞働人員	定額貨銀	實收貨銀
昭和 6	81.0	91.5	92.0	68.0	87.9	77.4	74.4	91.3	90.7
7	79.0	88.8	92.8	70.6	83.4	70.8	74.7	88.1	88.1
8	87.0	86.2	95.1	76.9	79.9	68.4	81.1	85.1	89.2
9	98.4	84.0	96.3	84.3	78.0	67.3	91.3	82.9	91.2
10	108.6	82.2	95.4	91.4	76.7	66.5	99.9	81.3	91.1
11	117.8	81.6	94.2	93.4	76.1	66.5	105.5	80.7	91.8
12.1	124.2	82.2	93.7	94.0	77.1	68.5	109.0	81.5	92.7
.2	125.4	82.3	96.5	94.8	77.2	70.4	110.0	81.7	95.5
.3	127.5	82.2	97.6	96.5	77.3	70.9	111.8	81.6	97.0

が低下せしめられて此表に現はれてゐるものとみなければならないのだが、ともかく、労働階級全體として考へると貨銀標準は時代に逆行してゐるといへるであらう。之は前述した國民體位の低下と照應して甚だ憂慮さるべき現象といはねばならない。(但し、一方には好景氣の御陰で就業人員が激増してゐるといふ好もしき現象はあるにしても。)

それ故最近では、各方面にしきりに貨銀値上げの爭議が勃發してゐる。之に對しては、企業家側でも相當協調的態度を採つてゐるやうであるが、尙ほ、もつと積極的な優遇方針が切に望ましいといへよう。特に政策上的大問題は中、小工業及好景氣に餘り恵まれない部門の労働者の困窮である。高木友三郎氏もいはれる通り「第一、第二流の利益の多き會社は、貨金引上も其利益から捻出せられ、特別に生産費高を來さず、毫も貨金引上の害はないとも云へる。然し第一、二流會社の從業員は元來その待遇が恵まれ、貨

金の昇給率は最近の生計費昂騰率を遙かに凌いでゐるだらう。本當に賃金引上の必要なのは第三、四流會社であるが、斯る會社の賃金引上は生産費高となつて物價を引上げるか、然らずんば事業家の採算不利から生産中止になり生産力擴大運動と相反する事に至る。

轉じて之を社會全體の所得均衡から見るも、恵まれた第一、二流事業の從業員のみが賃金引上の恩恵を受け、之が爲に更に物價高すら煽る傾向を生ずるに對し、第三、四流事業の從業員は賃金引上が不可能の情勢下にあり、徒に他人の食する餓餉を喰ぐに止るは決して公正ではない。」（社會政策時報・七月號）筆者は今後の生産力擴充時代には實質賃銀の購買力が絕對的に上昇することなどは言ふべくして、到底望み得られない緊急事態の下にあると率直に認めるのであるが、さればといつて、勞働強化と生計低下との二重の困苦の下に勞働大衆のみを酷使して顧みないやうなやり方は決して「社會正義」に適つたものとはいへない。

それ故、直接に大巾の賃銀引上げが出來ないとすれば、せめて、國民健康保險、社會保險、生活最低の保證等に對する國家的施設位は是非共徹底的擴充を計る必要があり、そのための國家負擔の増加は決して生産力擴充工作と矛盾、對立するものではない。之を忘り、勞働活力を肉體的、精神的に喪失せしめることとなれば、それこそ、眞實の生産力喪失である。生産力は自然資源、物的設備のみではない。國民大衆の精神力及肉體力こそ、原動力として尊重されねばならない。

(註) 全日本勞働總同盟の主張——「七月八日突如として起つた北支事變によつて内外の時局は急轉し特別議會は北支事變對策を中心として開かれるの觀を呈し、この事變を契機として、一層の舉國一致が要求せられ、勤もすれば、一切の社會政策、勞働立法すらも打ち棄てて、國民大衆の犠牲の増大といふ傾向の上に難局打開を企てようとする。だが勤勞大衆の生活の破壊されることは、一國產業と國防の基礎を危くすることであることを信ずる我等はこの秋こそ、今までの何れの時代よりも、勞働立法、社會政策の充實を必要とすることを主張する。社會政策勞働立法の上に合理的に打ち建てられた勞資關係がなくては、生産力の擴充、熟練工の養成はもとより、一切の非常時打開が出来るものでない。我が同盟は、眞の舉國一致の徹底、難局打開に協力する立場から勞働立法、殊に高物價對策勞働時間制の確立、勞働組合法の制定等の建議を以て特別議會に迫らうとしてゐる。」（機關誌「勞働」・八月一日號）

いはんや、一旦有事の際、愛國獻心的活動を期待するには、此種の社會施設の緊要なるは冗談を要しない。

更に、注意すべきは一方に軍需註文の過剰があり、他方に原料高の惱みがあり、勢ひ、勞働費節約の目的から勞働力搾取（勤務過勞）の傾向を惹き起し易い。殊に團體的行動の訓練なき勞働者を誘惑して、僅少の時間外手當等で過大の夜業等を強要するおそれがある。社會局あたりはかかる事態の過激化せざらんことを監督する必要がある。現に今日でも、工場傷害や疾病不具の發生率は高まり來りつつあるのだから、今後は此點特に留意を要するものと思ふ。

(註) 參考のため、日本經濟年報（東洋經濟）によつて最近の工場違反と災害調査とを示すと、

工場關係法令違反調

	被處罰者	被處罰件數	處金
昭和七年	333	364	7,830
八年	634	735	15,301
九年	683	761	17,240
十年	938	1,055	25,890
十一年	1,181	1,340	32,732

(社會局發行・「労働時報」による。)

工場災害調

	職工死亡數		職工重傷者數		職工輕傷者數	
	工法適用 工場	工官設 工場	工法適用 工場	工官設 工場	工法適用 工場	工官設 工場
昭和七年	二五〇	不詳	八、〇五八	不詳	三四、三三	不詳
八年	三四四	吾	九、二四七	一、五五	三、三三	四、九五
九年	五二	西	三、九五五	一、五五	四、六三	三、八九
十年	五二	云	六、八二〇	二、一五	五、四八	三、九〇
十一	五二	西	三、九五五	一、五五	四、六三	三、八九

(備考) 工場監督年報及労働時報により作成。

一 物價高と農村對策

次に農產品と工業品との値開きの關係をみると、大正十四年を基準とする指數に於て次の如き傾向を辿つてゐる。

農產品 指數(A)	農村需要品 指數(B)	(A) (B)
五六・五	六〇・二	九三・九
五八・四	五九・三	九五・三
五八・四	六四・一	九一・一
一一	一一	一一

十一	六五・五	六七・五	九七・〇
十一	六六・三	六六・二	一〇〇・二
十二	六六・一	六七・二	九八・四
十二	七〇・一	七二・二	九八・三
十二	七一・四	七三・三	九六・七
二	六九・二	七一・二	九七・三
三	七一・〇	七二・九	九七・四
四	六九・三	七五・五	九四・六
五	七五・三	九一・八	九一・八

(東洋經濟・日本經濟年報による。)

最近、農產物價高によつて、此のシェーレは幾分縮小に向ひつつあつたが今では、工業品暴騰で、再び擴大の機運にある。國家統制力を發動して、このシェーレの擴大は是非共防止せねばならない。しかし、溢りに農產品を釣上げて國民生活の土臺を動搖せしめることは避けねばならないから、極力農村必需品の騰貴を防止するのが肝要となる。それには

(イ) 肥料統制法等を、生産力擴充に有效のやうに改造して、そのコスト低下と獨占防止的働きを計ること。(現行統制法には就中、劣等工場の閉鎖と優秀工場の擴張命令權が缺けてゐる。又配給

機構の合理化と小賣値段の統制が缺けてゐる。)

(ロ) 産業組合を強化、改善して、中間商人の不當な搾取を阻止し、割安購入及配給の途を計ることが急務である。

その他、農村生産力の合理化や、擴充や、負債整理及一般更生問題等にはここでは立ち入らない。筆者は農村問題に對する研究に於て、何等の造詣を持たぬものではあるが、その根本方針としては助川啓四郎氏の次の意見に大體賛同するものである。即ち、

「物價騰貴に關する對策として農村に於て考へねばならないことは

(一) 自衛方策

(二) 國家に對する奉仕策

の二つに要約することが出来るであらう。

自衛策としては、他の物資の値上りに即應して農產物の値上りを計り、支出の増加に遅れざる收入増加の途を立つことが最も簡明な事なのであるが、左様な事は期待すべきでもなく、期待し得ないものなることは前述せるが如くであつて、農家の收入増加策は別途に考へられねばならぬ。即ち輸入農產物の自給、農產物の輸出増進を根幹とした農生産の増進計畫を確立して、此處に物價高を突破すべき農家收入資源の開拓を計らねばならないのである。購入品に對し公益的見地から重要産業統制の發動、價格調節策の强行を爲すと共に配給改善の方法を講じ、價格昂騰に對する緩和策を容るゝの要あるは言ふまでもない。

國家に對する奉仕策と言ふのは、物價高は國家財政の上に又國民經濟の上に重大なる打撃を與ふるのであるがその打撃を緩和することの爲めに、農村の立場に於て可能なる最善を盡さねばならない。財政上並に國民經濟上關聯最も多しと考へらるゝ事項に就き、農村的立場に於て物價昂騰の打撃を緩和するの方法は次ぎの如くである。

イ 軍需工業の發展並に資源計畫に伴ふ需要増に應ずべき生産の擴張。

ロ 軍需品並に軍需原料品の優先的輸入管理の爲めに輸入に支障を生ずべき農產物に就き自給計畫の樹立。

ハ 輸入の增加に因つて起るべき國際貸借の悪化を緩和する爲め、輸入農產關係品の自給化と、輸出農產關係品の輸出増進策との確立。

斯く考へ來るときに、物價騰貴對策としては農家の自衛策も、農村の國家に對する奉仕策も共に農產物の生産發展策がその根幹でなければならないことが明かである。」(商工經濟・本年七月號・助川氏論文による)

一二 結 び

軍需的生產力擴充期に於ては、國民大衆の生活水準は、何としても、向上どころか、一時は低下することを免れまい。消費生活の向上を目指すところの社會施設には限度があり、全國力が軍需生產能力の擴充に——即ち生産手段と軍需品の增産に振り向けられるのであるから國民生活の犠牲は必然増大するものと覺悟せねばならない。米國ニュー・ディル流の大衆消費財振興政策とは本質的に相違し

てゐる。社會政策といふも、主として生産能力向上に直接役立つといふ見地から採用され、大衆の消費生活の向上を直接の目標とすることは許されない。現に獨、露等の現實の成り行きが、かかる政策の不可避を立證してゐる。

問題は労働大衆のみ負擔を被つて、企業家は暴利を搾取することなきや否やである。既に、勞資協調を要する以上、資本家側のかかる態度は厳格に取締らねばならぬ。即ち、前述の如く、

- (イ) 暴利取締令
- (ロ) 獨占取締令

- (ハ) 公定價格令（配給割當制をも伴ふもの）

(ニ) 投機的取引取締令

- (ホ) 高率配當制限令

は勿論のこと、いやしくも、過度の奢侈的行動に對する社會的抑制運動等が要求されるべきである。

しかし、このことは產業企業のエキスパート的指導者としての企業家の積極的活動を毫末と雖も抑壓するが如きセンチメンタルな政策と混同されではならない。企業そのものは飽く迄尊重され、國策的に動かされ、その急激なる擴充が全般的に促進されねばならないのであるから、その根源たる資本蓄積自體に感傷的な反感を以て臨むことは嚴乎として警戒されねばならない。それ故

(イ) 企業利潤の合理的増大は當然之を是認し、

(ロ) その代り、資本蓄積を有效に生産力擴充のために再投資せしめるやうに勧告し、(場合によりては強要し)

(ハ) 企業家には飽く迄積極的に經營統率者としての社會的役割を有能に遂行するやう激励し、

(ニ) 公益優先の原理に基いて、國策的に、欣然として活躍せしめるやうにせねばならない。

かかる見地からみれば、當然、跛行景氣の進展の如きも感傷的に之を批難することは出來ず、均衡主義に拘らはれ過ぎた增稅政策の如きは餘程冷靜な再吟味を必要とする。

資本家が企業利潤を個人的奢侈のために消費したり、漫然と個人的に退藏することに對しては國家は極力制肘的手段を加へる必要があるし、又袖手徒食の輩が高率の金利に依存する傾向こそは之を飽く迄抑制せねばならないが、產業企業の健全な發展は之を助成促進すべきであることを忘却してはならない。

最後に勞資協力の圓滑な遂行のためには、前にも一言せる如く労働者の政策參與は大いに歓迎されねばならない。殊に、労働力配給とか、分配政策とか、社會施設とか、労働關係の具體的規律には彼等の代表參與は缺くことが出來ない。

以上、所論の要旨は、一種のファンクショナリズムの主張であつて、「公益優先」のナチス的新企業

理論に基いて勞資協力一致して國家非常時の積極的突破に邁進すべしことに盡きてゐる。そのためには企業家は労働者と同じやうに、私的、個人生活の奢侈的慾望を抑制し、企業體の内面に資本蓄積を旺盛にして之を積極的に生産力擴張のために再投資するやう努力せしめねばならない。企業の觀念が從來の如き私的所有物から一轉して社會的奉仕の積極的役割を明確に自覺せしめられることによつて、始めて、ソ聯的社會主義化の外に立つ、合理的な協同經營體としての意義が判然と把握されるに至るであらう。當面の庶政一新の中心目標は、かくして、此の新企業精神の現實的な確立工作にあるといふことも出來よう。

第九章 五ヶ年計畫と爲替・貿易統制

一 入超の激増

生産力の擴充工作は必要物資の海外調達を激増させ、爲替管理にからまる思惑輸入と相俟つて、本

年度の入超を上表の如く激増させてゐる。

年次	輸出	輸入	入(-)出(+)
昭和11年 6月	216,385	242,869	- 26,484
7	230,637	215,601	+ 15,036
8	237,989	203,774	+ 34,215
9	253,099	199,030	+ 54,070
10	257,057	198,259	+ 58,798
11	247,193	230,964	+ 16,226
12	308,042	301,755	+ 6,287
12年 1月	208,491	319,934	- 111,442
2	236,745	319,406	- 82,661
3	288,455	417,581	- 129,126
4	277,632	350,758	- 73,125
5	295,450	438,448	- 142,998
本年累計	1,306,773	1,846,127	- 539,354
前年累計	1,047,583	1,335,774	- 288,191

(大藏省調べ、単位千圓、但し、植民地をも含む)

—ダイヤモンドによる。)

之には輸入品の前述したやうな物價高も大いに貢獻してゐるが、數量的にも輸入は激増してゐる。即ちダイヤモンドの調べによると上五ヶ月の輸入數量は對前年一八・六%（但し内地、樺太のみ）の增加なのに、輸出の方は九・一%の増加に止つてゐる。ところで、此の入超の主因として

は爲替管理の強化を契機とした原料品等の思惑輸入もあるが、それと併んで、國防産業の建設に伴ふ重工業品の買込みの激増があげられねばならない。即ち、

	十二年五月迄	增加額 千圓	増加率 %
織維原料輸入	八一二、六九三	二五九、九五八	四七・〇
軍需關係品	二八八、四三九	一六九、四九二	一四二・四
其他の七品	一二三、九九五	四五、五二二	二五・五
		(ダイヤモンド・七月十一日號)	

ここに軍需關係品とは左の十五品である。

護謨及樹脂、屑及故鐵、銅、鉛工作機械、錫、葉鐵及葉銅、白金、シートバー、ニッケル、亞鉛、其他の機械、同上部分品、合成染料、鐵板

この品種別な輸入と増加額とは次の通りである。

	十二年五月迄 千圓	價額の増加額 千圓	價額の増加率 %
護謨及樹脂	五六、〇〇八	三六、一五二	二二五・三
屑及故鐵	四八、六〇四	三〇、〇八七	一六二・五
銅	一四、〇七一	二八、四六五	二三五・八
鉛	二一、五九四	一一、五四九	一一四・九
工作機械	一六、一七六	九、〇七〇	二二七・六

錫	一二、九六四	八、九一五	二三〇・二
葉鐵及葉銅	一一、七七七	六、五九四	一二七・二
白	七、七七九	六、四九五	五〇五・八
シートバー	九、〇七七	六、〇二七	一九七・六
ニッケル	八、〇三六	四、九三二	一五八・九
亞鉛	一〇、三〇六	四、九〇二	九〇・七
其の他機械	一一、二八三	四、五八一	六八・三
合成染料	八、五一〇	四、三六一	一〇五・一
機械部分品	一〇、九〇三	三、九〇九	五五・九
鐵板	五、三四九	三、四五二	一八一・九

(ダイヤモンド・上掲號)

思つた程工作機や一般機械類の輸入が激増してゐないが、これは今後大いに増加の勢ひを加へよう。

ともかく、輸出も二三%以上の激増を贏ち得てゐるにも拘らず、輸入がそれ以上遙に大きい（價格では約40%）増加をなしてゐるといふのは、單純な思惑的買溜め以上に、輸出されざる國防關係品の買込みが大なる影響を與へてゐることは明白だ。

二 爲替統制の強化

しかも、今後五ヶ年計畫が進むにつれて、かうした入超現象は（たとへ輸出伸力が衰へないとしても）尙ほ、二、三年間は少くも持続するものとみなければならない。

そこで、政府では爲替相場維持の見地からしきりに强硬な管理政策を探り出してゐる。

先づ本年一月發表した爲替管理の強化策は、軍備資材の輸入増加を見越し、更に輸入商品を分類して、許可の程度に差等をつけけるまでに深刻化して來た。これによれば、

（一）軍需關係品たとへば鐵鋼の如きものは前年若しくは前々年の實績を基準として、これに本年度における需要増加額を十分見込んだ程度に許可する。

（二）普通品、例へば棉化、羊毛の如きものは前年若しくは前々年の實績中多額の方を基準とし、場合によつては多少の増加額を認める。

（三）不急品、精製品、食料品その他で必ずしも當面急を要しないと認めたるものは前年の實績如何に拘らず或程度抑制する。

（四）不必要品、例へば高級な裝飾品、化粧品等國民の生活上必ずしも必要としないものに對しては極端な抑制を加へるといふのである。（エコノミスト・五月十一日號による）

ところが、現内閣になつてから、入超の勢ひが益々猛烈なので、遂に七月上旬次の如き主旨の管理強化を斷行することになつた。

（一）第一號省令（輸入爲替許可制を規定す）の期限は本月末となつてゐるがこれを當分延期すること。

（二）第一號省令に規定する輸入爲替の不要許可限度は月額三萬圓であるが、これを月額一千圓に引下げるのこと。

（三）一般的爲替管理を規定する第七號省令は左の如き改正を行ふ。

（イ）無爲替輸出に對する取締を強化する。即ち輸出はすべて無爲替輸出なるか、有爲替輸出なるかを貿易業者をして税關に申告せしめ、これによつて商品貿易によつて生ずる資金の移動を明瞭にする。また特殊の無爲替輸出を許可制とする。即ち内地に資産を有するものが物品によつて資本逃避を行ふ惧れがあるので、内地に資産を有するもの、無爲替輸出の如き特殊なものはこれを許可制とする。

（ロ）海外旅行者の携帶旅費、海外旅行者、海外滯在者に對する旅費、俸給、給料、手當、學費又は海外に滯在する家族に對する生活費の送金はすべて一ヶ年一萬圓以下の場合は許可を要しないことになつてゐたが、この限度を五千圓に引下げる。

(ハ) 株式配當金の送金を許可制とすること。

(ニ) 第一號省令に於ては外國爲替銀行はその取引又は行爲につき同省令の規定により許可を受けたか否か、又は許可を受ける要なきか否かを確認する義務を課してゐるが、第七號省令の改正によつて單に輸入爲替に限らず一切の取引につきかかる確認の義務を爲替銀行に負はせること。

三 有力な反対論の擡頭

ところが、此の爲替管理強化策に對しては現に、有力な反対論が高まつてきてゐる。

當業者に言はせると、こんな規則的な制限をやられるのでは巧妙な原料貸付の工作は出來ないのみか、なまじ、こんな管理をやるために思惑的の輸入が増加するし、輸入品の値上がりが激化されるばかりだといふ。かういふ不満の急先鋒は紡績關係者であるが、その一例として、伊藤忠の伊藤竹之助氏の論説を引用しておく。

「今年初めの爲替管理強化以來棉花綿糸相場は全く實勢を無視した硬化商狀を續けてゐる。内地棉花相場の昂騰は本國相場に比し百斤當り六圓以上の割高を示し、また綿糸相場の昂騰は紡績の採算には著しく有利に展開した反面、海外水準に對して綿糸廿番手一捆當り原料棉花の昂騰廿圓(約三百五十斤)、紡績採算向上高十圓と控へ目

に見積つても合計卅圓の原價高となり、最近まで世界一の低コストを謳はれたわが國が今日では世界一の高コストに變化した結果、支那、インド、埃及、中南米等各地の紡績工業勃興を促すといふ憂慮すべき事態を生じつゝある。

堅實なる事業家は將來の反動を恐れて先物約定を手控へつゝあるにも拘らず爲替管理強化を思惑する買物跡を絶たず、相場は高値に釘付け状態である。斯く堅實なる商内の途を梗塞せしめては商内の手を萎縮させる一方であり、コスト高かたゞ綿糸布、綿製品の輸出は悲觀の外なく、上半期六億四千萬圓の大入超を下半期においてどれだけ訂正されるかは疑問としなければならない。

斯くの如き危局に際會してゐる今日政府の爲替管理強化が實際においては輸入制壓の目的を達してゐない現實に鑑みて爲替管理の技術的改善若しくは根本的改善を必要とする。(七月五日、讀賣新聞による)

高橋龜吉氏も反対論を次の如く展開してゐる。

- (1) 爲替管理は輸出用原料品の輸入を制限することによつて、反て、國際收支を悪化させる。
- (2) 輸入手當の一時的集中を避けて、之を平均化しようとする意味の管理は、わが原料購入上の巧妙な掛け引きの作用を阻礙する。

「かくて、國際收支を適合さすためには、先づ輸出の増進に全力を盡すべきだ。(因に、獨逸が輸入を制限するに至つたのは、輸出増進の途が萬策盡きたからだ。)従つて、この際、輸出の増進を阻むが如き爲替管理は、文字通り目的逆行で全く意味をなさないものだ。而して若しも輸出増進でも間に合はず、是非なく輸入を制限する必有ある場合に於ても、尙ほ、輸入原料の大部分を加工輸出する我が國情に於ては、輸入制限的爲替管理の強化に

訴ふべきでなく、輸入は極力自由にして輸出を助長し、國內消費用の輸入抑制については、専ら官民の國內消費統制手段に全力を擧ぐべきである。然るに、現に當局者のやつてゐることは、消費は自由にしながら、爲替管理強化の名に於て輸入を制限せんとしてゐるのである。かくては、繰返して云ふが、輸出を阻害して却つて國際收支を悪化さす作用の方が甚だ。

現にやつてゐる爲替管理の強化は、以上の如きものであつて、それは、必ずしも眞の國際收支の破綻の危機を意味せず、その爲替管理の結果も、國際收支良化の作用をなさず、徒に前途の輸入制限不安のために、物價割高を惹起し輸出を阻害して、逆に國際收支を悪化せしめてゐるものである。爲替管理は、飽く迄も資本逃避防止目的に限るべきであつて、國際收支適合については此際別個の対策を講すべきである。(六月二十五日・讀賣新聞)

東洋經濟新報の反對論も亦之と大差なきもののやうである。

かういふ反對論に共通な點は、輸入の制限などせずとも、わが當面の國際收支は結局若干の金現送によつて之を適當にバランス化せしめることが出来るといふ樂觀的見透しが背景となつてゐることである。例へば、高橋龜吉氏は上掲論文に於ていふ。

「我が國際收支の悪化は、いま見透し得られる限り(突發事情が起れば、その時は全く別の非常対策を樹てる必要があるが)軍需的生産力擴充を中心とする輸入増に基因するものであつて、それはこゝ二、三ヶ年の性質のものであつて、未だ國際收支の破局から惡性インフレ化の徵候が顯現化すべき状態ではないと云はねばならぬ。然るに、當局者は、かゝる見透し確立の上で國際收支問題を處理せず、正貨現送を一厘でも少くせんとする立場で問題を處理せんとするが故に、所謂爲替管理の強化といふが如き手段を用ひるに至つたものであると筆者は見るものである。」云々

(但し、北支事變の擴大につれて、右の樂觀論は幾分訂正を餘儀なくされることは冗談を俟たない。)

四 爲替調節基金と金評價換へ

政府でも、かかる反對論議に傾聴したためかその後になつて、爲替政策に一つの轉換を講じようと努力するに到つた。それは次にみる通り爲替調節基金を設けて、爲替取引を一ヶ年を通ずる可能範囲の極限迄、なるべく自由化させようとするもので、管理制度の技術上の改善とみられる。

即ち、政府の企圖するところは、「一ヶ年間の輸入總額を輸入能力の範囲に限定し、この範囲に於て爲替取引の自由を許し、此爲替取引の自由の爲に、一ヶ年を通ずる爲替調節資金を保有せんとするものである。具體的方法は左の通りである。

(一) 輸出見込額、貿易外收支受取超過見込額、新產金の現送額の合計を以て我國一ヶ年間の輸入可能額とし、輸入統制を斷行して、一ヶ年間の輸入總額をこの輸入可能額に限定する。

(二) 以上の輸入可能額を基準として各商品の一ヶ年間の輸入額を決定するが、その割當に當つては輸出原料品、國防關係品の輸入を優先的に許し、それ以外の餘裕を不急品、不必要品に振向けることとする。從つて勢ひ不急品、不必要品は極度の輸入制限を受ける。

(三) 若し右の輸入可能額以上に輸入を許容せんとする場合は豫定外の金現送その他の方針を講ずること。

(四) 結局重要商品の一ヶ年の輸入額を豫め決定することになるが、この範圍内に於て爲替取極めを自由にし、商品買付に商機を逸することのないやうにする。

(五) 爲替取極めを自由にする結果として、現在の輸入爲替許可制の機能が輸入爲替の出廻りを時間的に調節するにあることから輸入額を制限することに變質する。

(六) 爲替取極めを自由にするために爲替調節資金を置く、これは英米その他の所謂爲替平衡資金に非ずして、我國は上期に輸入爲替が出廻り、下期に輸出爲替が出廻るので、この一ヶ年間を通して爲替調節を行ふための資金である。しかしてかゝる資金は正金銀行の外貨手持ちの充實の形をとるのが最も便利であるが、一營利爲替銀行たる正金にかゝる資金を託するのは不可との非難

があるなら、日銀の勘定とし隨時正金に拂下げてもいい。

(七) 以上の如き在外資金の充實には特に巨額の金現送を必要としない。即ち本年は八、九月頃の爲替上の輸出轉換期までに約五億圓見當の金現送をなすことにならうが、輸出期においてはこのうち二、三億圓が正金の手持外貨となつて歸つて来るであらうから來年の年初約二億圓の新產金を現送し、更に臺銀の準備金、市中の在金、滿洲國中央銀行保有金の現送その他の方法により約五億圓見當の在外資金を持つことは容易である。この資金によつて、來年度の輸入爲替の出廻期に對應し、來年下期の輸出期に充實する在外資金と明後年年初の所產金の現送二億圓を以て明後年の爲替調節資金とする。

右の方針を實行すれば實質的に輸入管理に突入するが、爲替取極めの自由によつてその摩擦を緩和し、且つ國際收支の適合に一定の計畫性を付與せんとするところに特徴がある。本年は既に半を経過してゐるので明年より以上の方針を本腰に實施せんとする意向が有力である。(中外商業・七月十二日)

尙ほこれと照應して金準備の評價換へを斷行することにした。即ち、その實施期(八月十日頃)に於ける日銀の金準備を四億五千萬圓と假定し、この假定の下に日銀の金準備を二百九十九ミリグラム一圓の新評價基準で評價換へすると十一億六千三百萬圓となり、これに鮮銀より約一千萬圓、臺銀より約四千萬圓の金を日銀に集中するので、結局日銀は約十二億一千三百萬圓の金を一應保有することにな

る。このうちどの程度を日銀に残すべきかについて大藏・日銀當局で協議の結果、八億圓に決定。從つて金資金特別會計が先づ保有すべき金は約四億一千三百萬圓となるものとみられる。(七月三十日衆議院に於ける太田大藏政務次官の説明による)

(註) 此の新設される金資金特別會計は金の評價換へに伴ふ差益で成立し、現送用の正貨の賣却のみでなく、賣却代金による產金買上げ及び國債の買入れ等を主眼とするものである。

だが、それにして、政府が貿易の入超を悲觀的にみ、且つ年々の新產金の限度で金の現送を打切らうとするならば、輸入抑制はどうしても強化されねばならない。此點に關する賀屋藏相の方針は、

「金の現送について、政府の所有金を全部送つても必要な物資を輸入せよといふ論者と、これに反し戰爭の場合に必要だから出来るだけ平時から保有して置けといふ論者とがあるが、これはどちらも極端論である。今年は急速に必要な物資を輸入するため年產額以上を送つてゐるが、來年からは新產金額の範圍に止め、どうしても或る程度の金を國內に保有して置かねばならぬ。」(七月五日、東朝による)

といふので、飽く迄新產金限界説を探るやうである。政府及悲觀論者によると金特別資金の保有する四億圓の金などは大部分本年度の入超カヴァーに現送してしまはねばならぬ位に考へてゐるらしい。現に同盟通信の國際經濟週報(七月二十九日)は明年上期早々迄の現送金を目當てとして、右の金保有が決定されたといふ。さうとすれば、それ以後の國際收支は新產金と貿易外の受取超過分でバランスを計る外に途はないともいへよう。賀屋藏相が來年からは新產金限度といふことを力説するのもかう

いふ悲觀的貿易觀に基くものらしい。

- (1) だが、假にさうなつたとしても、八億圓といふ日銀の金準備には、絶對に手をつけてはならぬものかどうか。折角評價換へして特別會計を設けておきながら、明年度から直ちに日銀の金準備に手をつけることなどは、いかにも不見識極まるといふ説は一應首肯されようが、特別の緊急事態發生の際はそんな體面論に拘泥することは出來まい。理論的にいへば、勿論、正貨準備は五億にしても三億にしてもいいから、一日も早く生産力擴充を急ぐべしといふ主張の方が正しいのではあるまいか。さうとすれば、假に四億圓の現送用基金が枯渇してしまつた後にも、まだ、場合によつては三、四億圓位正貨準備に手をつけても通貨の基礎を動搖させる心配はないものではあるまいか?
- (2) 又、一方產金も最近では猛烈な増產計畫を進めてゐるから年產三億圓(内、鮮、臺灣の分のみ)位には遠からず到達するであらうとみられる。

(註) 七月二十八日東朝の報道によると、商工省では「(一)產金增產計畫の目標を五ヶ年後(昭和十七年)に於ける年產額内地約六十萬、外地約七十五萬合計約百三十五萬とする。現在の年產額は十二年度推定内地二十六萬、外地約廿四萬である。(二)應急的措置として現在採鑄中の鐵山につき製鍊所の增設五十ヶ所及び選鑄場の增設三十ヶ所合計八十ヶ所を指定し中小業者には建設補助費を支給して增產を實施せしむること。(三)產金助成會社の設立案は業者間にも反対あるため特別議會提出を見合せ、通常議會迄に改めて考慮すること。(四)大產金業者をして政府の政策に順應して自發的に製鍊場及び選鑄場の増設擴張を實行せしむること。(五)中小產金業者に對しては相當の助成金を交付して製鍊場及び選鑄場の増設擴張を實行せしむること。(補助費百

八十萬圓)。(六)一般的に探鑛獎勵金を交付して大いに探鑛を行はしめ以て金礦石の供給を増加せしむること。(探鑛獎勵費約百八十萬圓)。(七)小產金業者に對しては必要に應じ整岩機を無償貸與して探鑛及び探掘を助成すること(整岩機百組を購入一组の購入費約一萬圓、經費合計約百萬圓)。(八)鐵山局及び鐵山監督局に技術員を増置し中小產業者に對し技術上各般に亘り現地指導を行はしむこと。(九)右の外將來必要ある場合には相當の補助金を交付して低品位鐵山の開發を助成することに付ても考慮すること。(十)なほ試掘、探鑛、製鍊場設置の許可等については關係各廳とも協議の上可成迅速に取計らふと共に鐵石の運賃に付ても適當に考慮すること。」

此の趣旨に基いて政府は產金助成と管理に關する非常時法を議會に提出してゐる。

さうとすれば、十三、十四の二ヶ年間に於て、尙ほ八、九億圓の金現送は可能な譯だから、貿易尻を最悪とみても、少くも此期間位は持ちこたへられるやうに思ふ。それ以後は戰爭でも擴大、持續せぬ限りは、入超も餘程減少するのではないか。だから、國際收支の惡化を無暗に悲觀して生活必需品の輸入など迄抑制するやうなことはなるべく之を回避すべきであらう。(但し北支事變發展の場合は全く別の考慮を要す。)

五 日滿一體の國際收支工作

その上、更に考へねばならぬのは、日滿一體としての國際收支バランス化の工作である。この工作を探り、滿洲の金迄日本で一元的に動員すると、

(イ) 一方に、對滿貿易上の出超が約二億六千萬圓位(十一年度で)計算外に取り除かれる代りに滿洲國の對日以外の貿易上の出超約一億六千萬圓(十一年度)が計算に追加されるから、結局日滿一體の貿易尻では約一億圓(十一年度)の入超が追加されることになる。

(ロ) 他方では貿易外勘定で對滿投資その他の純支拂超過尻約三・四億圓(十一年度)が計算から取り除かれる代りに、滿洲國の對日以外の受拂尻若干が計算に追加される譯だが、之は出入共、幾何にも上らない。

(ハ) かくて、日滿一體の國際收支勘定の建前をとれば貿易上で約一億圓入超が殖える代りに貿易外で三億圓程支拂が減じることになり、差引、二億圓程收支バランスが改善されるのである。(此金額は勿論年毎に變化するが、日滿一體化による收支バランス上の有利な影響は略ぼ持続するものとみられよう)。だから、假りに本年度のわが國の貿易入超が最悪にして六億圓に上るとして、國際收支の支拂尻が五億であつても、日滿一體化して計算し直せば、支拂尻は四億位には減少するであらう。さうすれば、こんな狀態が三、四年間つづくとしても大して心配はない譯だ。

(註) 東洋經濟、六月十九日號によつて十年度の日滿國際收支を一表にして示すと

(日 本)	受 取 勘 定	支 拂 勘 定	差 引
貨 物 貿 易	二、六〇三、一五二	二、六一七、九一〇	(二) 一四、七五八

金銀貿易	二二七、三四一	八〇、六七六	(+) 一四六、六六五
經貿常收支外	八二〇、五五三	六四二、三四〇	(+) 一七八、二一三
臨貿時收支外	三、六五一、〇四六	三、三四〇、九二六	(+) 三一〇、一二〇
臨貿時收再計	三八五、一二五	七五六、六六四	(+) 三七一、五三九
（滿洲國）	四、〇三六、一七一	四、〇九七、五九〇	(+) 六一、四一九
貨物貿易	四四一、一六三	六三二、九六七	(+) 一九一、八〇四
金銀貿易	二	三、五一二	(+) 三、五一〇
經貿常收支外	一七〇、九九七	一九二、七八一	(+) 二一、七八四
臨貿時收支外	六一二、一六三	八二九、二六〇	(+) 二一七、〇九七
再計	四八一、七一〇	一七五、九六五	(+) 三〇五、七四五
（日滿合計）	一、〇九三、八七三	一、〇〇五、二二五	(+) 八八、六四八
貨物貿易	三、〇四四、三一五	三、二五〇、八七七	(+) 二〇六、五六二
金銀貿易	二二七、三四三	八四、一八八	(+) 五四三、一五五
經貿常收支外	九九一、五五〇	八三五、一二一	(+) 一五六、四二九
再計	四、二六三、二〇九	四、一七〇、一八六	(+) 九三、〇二二

臨貿時收支外
再計
八六六、八三五
九三二、六二九
(+) 六五、七九四

（備考）滿洲國の數字は對日爲替年平均一〇四圓七七錢にて日本圓に換算す。日本は大藏省調、滿洲國は財政部調。

そればかりではない。滿洲國には金の埋蔵量が相當豊富とみられ、目下熱心に產金増加策が採られてゐる。本年度の產金は二千萬圓位に止まるであらうが、今後五ヶ年計畫で、年產二億圓位に急擴張しようとして努力してゐる。假りに之を五ヶ年後一億圓と内輪にみても現下の時局には非常な好材料である。

かく考へてくれば、今後二、三ヶ年間たとへ、建設用物資の輸入が激増したとしても、そのために現送用の金が枯渇するといふ風に極端に悲觀的にみるのは妥當ではないらしい。從て、輸入抑制の見地から爲替管理を無暗に強化することは賛成出來ないのである。

かくいへばとて、前途の見透しもつけずに漫然と自由輸入を許しておいて差支へないといふ譯ではない。不急品や奢侈品の輸入は勿論抑へねばならない。又、國策上、國內自給の緊要な物資のために特別な輸入統制の方策も採らねばならないこと冗談を俟たない。ただ單に國際收支の辻褄を合せるといふ目的だから、輸入抑制に狂奔することは無用且つ有害だとするのである。

六 貿易統制は輸出促進を中心とすべし

商工省では、臨時議會に貿易・産業調節法案を提出した。之に就て吉野商相は

「商工省では特別議會に懸案の貿易調整法を再提出する方針であるが、更に必要に應じて統制方針を一段と強化して貿易管理を行ひ、一部の不必要品の輸入を制限するといふことも考へられる。從來のバーターカードは本國の輸出のために輸入を割當することを主眼としてゐたが、これからは寧ろ生産原料の輸入の必要に應じて輸出を割當てるといふ考へ方に進んで行くであらう。従つて貿易の統制は從來の横の統制から一步進めて生産貿易を一貫する縱の統制として強化する必要があるだらう。」（六月二十三日・中外商業）

と述べてゐる。かういふ貿易、產業を縱貫する調整的方策は必要ではあらうが、結局、問題は輸入の抑制よりも、飽く迄積極的な輸出力の増進に集中されるべきであらう。又輸入を統制する以上はその合理的配給に迄適當な施設を講ずることが急務である。

前にも表示した通り、本年上期の輸出は順調以上の好成績で、前年同期に比べて二割四分に近い増加率を示してゐる。

ではこの輸出増加は何から來てゐるのか、便宜上、讀賣新聞の調べによつて主要輸出品を纖維工業品と重工業並に化學工業品に大別して見ると次の如くなる。

纖維工業品輸出額(單位千圓)			
	本年(一一五月)	對前年增加額	對前年增加率
生 絹	一五八、八一三	三〇、三五七	一九・一
人 紡	一八、七四一	一、四三四	七・六
綿 紗	一五、七〇一	九七一	六・二
人 紡	二八、一一九	一、五九九	五・七
綿 紗	六一、三四五	一、七七〇	二・九
物 品	二三一、一四四	三〇、七〇七	一三・九
毛 紡	一六、三三〇	二・三	八・一
メリヤス製品	二一、一六四	一、九二七	一一・九
其 他	五四八、七八三	七一、〇九二	一二・九
共 計			
總額に對す割合(%)	四四	三〇	

「右表によれば纖維工業品の輸出は、生糸を筆頭に、綿織物これに次ぎ全般的に増加してゐる。併しながら之は金額においてである。

他方において數量について見るならば、増加したものは僅かにアメリカの好況を反映した生糸・綿織物・メリヤス製品に過ぎず、他は綿織物を始め人絹織物、毛織物、綿糸、人絹等は孰れも減退してゐる。

纖維工業品の輸出において一方で金額が増加しながら、他方で數量が停頓してゐるのは、直接的にはそれだけ單價が昂騰してゐることを示してゐるが、これは一つには綿織物輸出品が生地から晒及び加工品へと高級品化し

つゝあることを意味するとともに、他方では生産力擴充政策に基く國內物價の昂騰による生産費の増嵩と原料高との爲に輸出の數量的増進がかなりの程度に阻害され始めてゐることをも示してゐる。かくして昨年既に問題となつた纖維工業品輸出の停滞は今年に入つても更に深刻化してをり、それが綿織物のみならず、新興の人絹織物にも現はれてゐることに注目すべきであらう。

次に重工業品及び化學工業品の輸出はどうなつてゐるか。

重工業・化學工業品輸出額（△印減）

	本年（一十五月）	對前年增加額 千圓	對前年增加率 %
鐵及金屬	五六、一四九	一三、五三七	二四・一
金屬製品	三七、九二六	七、四八八	一九・一
機械器具	八七、三〇八	三〇、二〇五	三四・六
化學藥劑	三〇、五八一	七、四〇〇	二四・二
染料顏料	一〇、二五四	二、三〇八	二三・五
油脂蠟同製品	三五、九五五	△六六四	△一・一
紙バルブ同製品	二三、五六七	七、二二一	三一・九
計	二八一、七四〇	六七、四九五	
總額に對する割合 %	一一三	二八	

即ち右表の如く油脂蠟同製品を除けば、他の重工業品並に化學工業品は孰れも著増し、機械器具を筆頭に殆ど

各商品共に二〇%以上の激増を示してゐる、而してその増加額合計は六千七百萬圓に達し今年の輸出増加額總計二億三千七百萬圓に對し實に二八%を占めてゐる。これを纖維工業品の増加率が三〇%なるに比較すれば、その増加が如何に著しいか知れよう。

而してこれらの商品のうち鐵、鐵製品、機械器具類の輸出増加は、先づ第一に滿洲向の増加によるものであるが、併しその他にも支那、英印、蘭印、海峽殖民地等への輸出増加が目立つてゐる。化學藥品は、後進國への増加もあるが、更に先進國市場へもどしへ進出しつゝある。かくの如き事實は現在重工業品並びに化學工業品に対する世界需要が如何に旺盛であるかを示すもので、若しわが國が今後もこれらの商品輸出の爲に積極的努力を試みる餘力があるならばまだ大なる市場が残されてゐることを現はしてゐるわけである。（七月五日・讀賣新聞）

前にも述べたやうに、嘗て伍堂商相は鐵鋼業の國內自給化が完成する迄、今後數ヶ年に亘つて海外輸出は極力之を抑壓する方針をとることとした。筆者はかかる機械的考へ方を此際一掃して、大いに重工品及化學工業品の輸出促進に助成的努力を拂ふべきものとするのであるが、それには、やはり資本投下又は長期信用賣りの方策を國家と提携して工作する急務がある。今日でも、わが重・化學工業品のコストは一般に競争諸外國に比べて甚だ割安であるし、その上支那市場との地理的便宜も大きいから運賃の割安といふ有利な條件がこれに加はるのだから、供給力さへ充分あれば支那市場における制覇ぐらむは易々たることに考へられるかも知れない。併し、さう簡単には樂觀出来るものではない。といふのは第一に、此部門の競争では廉價良質の商品が必ず競争に勝つとは決つてゐず、各國の投資

關係其他に制約されるところが大きいからであり、第二に、中立市場における各國の競争は採算點を基準とした所謂フェア・コンペティションではなく、組織的・國家的なダンピング競争が公然と行はれてゐるからである。

殊に、問題の焦點たる支那市場では廉價品が必ずしも勝利者たり得ない——即ち支那は完全な自由市場ではないといふ事情を念頭におかねばならぬ。一般に言つて、支那市場は購買力が少く、且つ産業が未發達のためにさほど高級品を必要としない結果、少し位品質は悪くとも廉價品の方が賣行きがよい筈であり、又實際、鐵鋼需要においてもかうした傾向は支那市場の一つの大きな特徴をしてゐるのであるが、一方において、品質や價格は二の次で、何よりもそれが何處の國の生産品であるかが決定的な意義を持つといふ風な特別の需要が大きな範囲を占めてゐる。周知のやうに、支那の財界には外國資本が著しく入り込んでゐるが、外國資本で貯はれてゐる鐵道や產業會社等の鐵鋼註文は殆ど義務的に債權者國へ發せられるのである。例へば上海には四つの大造船所があるが、そのうち、純粹な支那資本によるものはただ一つで、他の二つは英國系資本、一つは佛國資本によるものだから、自由に何處の鐵材でも使へるのは最初の一つだけといふ工合である。又、鐵道の場合でも例へば粵漢道などは、イギリスが團匪賠償金を返戻し、その金でイギリスの物資を購入して建設するといふ協約迄成立してゐるものだから、勿論、機關車も鐵橋もレールも悉く英國會社によつて供給されるのである。

る。かうした事情だから支那への重工業品の賣込みには投資乃至借款が先行せねば何うしても飛躍的な増進は望まれぬのである。近年は國民政府の鐵道建設熱に乗じて歐洲諸國の對支借款が著しく目立つて來た。特に滿洲事變以後の對支工作の立ち後れを取り戻さうとして懸命になつてゐるイギリスの活躍はまことに目覺しいものがある。これらの借款についての著しい特色は、從來のやうに借款對象の管理權等は要求せず、殆どすべてが長期に亘る材料借款、即ち商品の信用貸の形式を探つてゐることである。これは支那の民族意識に取り入つた新しい進出形式であることは勿論であるが、それだけに借款も行ひやすく、材料の賣込みにも便利となつてゐることは争はれない。特に英國の腰の入れ方は甚だ熱烈で、事業に將來性がありさへすれば、期限はいくら長期でも借款に應ずる方針だと言はれてゐる。又利率も支那としては極めて低利であり、中には三分利、三十年期限などといふものもあるさうである。

要するに、貿易の統制もいゝが輸出促進に對するかうした積極的な工作こそ特に時局上緊要事なのであるまい。現に土方成美氏の如きは、重工品の輸出促進を目的とする一大國策會社を建設するのも一法(商工經濟)と主張されてゐる。之と併んで中、小工業部門でも統一的な國策機關によつて、輸出増進を期さねばならぬ。(此點次章に再論) その他輸出補償とか助成金とか現にドイツあたりでやつてゐるやうな組織的な國家施設の急務は述べる迄もない。

第十章 五ヶ年計畫と金融統制

一 産業資金の需給關係

産業五ヶ年計畫には前述の如く二百億以上の龐大な建設資金の調達を必要とする。それには金融政策上の特別な配慮によつて、なるべく低利な資金の圓滑な調達を可能ならしめるやうな工作が緊要である。一方、いはゆる悪性インフレ化の昂進も防止せねばならないから、公債の消化も閑却することは許されない。

等しく、インフレ時代などといはれても、ここ一、二年前迄のそれは直ちに重工業部門の生産能力の追加増大を意味する程のものではなかつた。少くとも十年頃迄の増産は、恐慌中からの遊休設備があつたことと前途のインフレ發展に對する見透しが得られなかつたために、設備の擴張を餘り刺戟することとはなかつた。かくてその頃迄は計畫資本も實際拂込資本も、さまでには殖えてゐない。(九年度は激増したが十年には減少してゐる)だが、十一年になると俄然情勢が一變し、重工業の全面的な設備擴大過程に轉入してゐるのである。それは次表に明白にみられてゐる。

銀行會社計畫資本業別表(日本銀行調一千圓)

業別	昭和4年	7年	8年	9年	10年	11年
銀行業	62,330	21,350	—	—	1,000	1,000
信託業	—	10,000	—	—	—	7,000
其他金融業	500	4,050	4,625	1,000	1,200	2,500
倉庫業	7,900	300	2,000	—	7,200	1,900
保険業	1,400	4,300	45,000	2,000	2,000	—
運輸業	162,065	54,685	434,53	222,920	133,390	276,488
鐵道及軌道工業	128,780	50,200	423,830	206,690	112,860	239,463
海運業	10,750	2,335	6,088	9,625	15,200	30,300
其	22,535	2,150	4,605	6,605	5,330	6,725
鑄造業	90,720	11,030	47,700	177,720	118,165	122,745
電氣業	87,950	120	50,118	212,995	102,825	444,610
製造工業	342,936	180,665	368,119	549,808	682,142	651,429
瓦斯業	31,930	600	3,900	1,950	100	3,705
紡織業	43,966	11,000	65,200	71,178	13,550	72,000
化學工業	13,190	1,794	17,522	31,185	18,195	17,198
染色業	38,375	73,096	169,870	203,910	222,500	163,823
機械及器具	2,200	500	100	1,725	850	6,200
造船業	11,150	14,585	37,740	66,820	54,875	108,080
製糖業	7,000	62,000	1,500	2,500	10,100	18,300
金屬製品業	31,910	800	13,000	49,435	16,800	70,800
食料業	101,600	4,290	20,080	77,150	80,150	107,730
農林業	3,025	400	5,900	16,810	7,950	8,050
商業	24,910	6,355	22,463	6,750	24,250	38,409
合計	208,119	59,455	69,767	73,330	157,405	190,681
合計	1,042,220	439,499	1,135,718	1,334,452	1,426,912	2,000,409

拂込金調べ(千圓)

年 月	株式	會社債		新資合 金計
		新規	借換	
昭和7年7月	A	149,634	191,680	51,793
8月	B	448,834	200,684	710,474
9月		577,868	410,123	1,048,640
10月		448,753	354,290	498,450
11年1月		12,339	10,900	0
2月		41,400	30,850	31,200
3月		29,640	15,550	29,500
4月		24,475	8,500	26,700
5月		41,986	6,050	53,000
6月		57,508	100,328	12,500
7月		123,069	37,120	61,100
8月		47,112	5,250	42,319
9月		50,079	64,126	69,825
10月		141,259	43,552	140,521
11月		108,442	7,295	14,963
12月		60,728	35	45
合計		738,097	329,555	481,273
12年1月		37,557	0	0
2月		112,372	0	37,557
3月		177,124	3,900	112,372
4月		115,769	55,178	181,024
5月		123,192	50,250	170,947
計		566,014	109,328	158,189
對同	前期	年增	(+) 416,114	(+) 37,478
			(+) 18,181	(+) 453,592

(東洋經濟新報による)

三菱經濟研究所の調査(本邦・三月期)によれば、近年に於ける産業資金の需給は次の如き推移を辿つてゐる。

即ち昭和四年以降不況の影響を受けて次第に需要の減少傾向を辿つてゐたが七、八年には景気が回復。

復して事業収益が増加し、擔保物件も値上がりとなり、加ふるに日銀引受けの公債發行による國庫金の事業界への支拂增加といふ事情が起つたので銀行其他の貸出金は續々返済せられてきた。ところが前述のやうな事情の爲めに當時の新規産業資本の需要額は殆ど擧げるに足る額を見なかつた。即ち昭和七年には却つて一億四千七百萬圓のマイナスを示し、昭和八年に漸く四千百萬圓の新規需要を示したに過ぎない。然し此の當時に於ても、社外負債(即ち社債及借入金)は返済するが所要資金を自己資本に依つて賄ふといふ傾向が現はれて來たことは、株式拂込金が八年に於ても四億四千九百萬圓の多額を示してゐることによつて窺はれる。

しかるに昭和九年以降に於ては我國の産業及貿易も漸く本格的に發展の傾向を示し、又海外の経済界の回復の傾向が認められるに至り、需要の增大に伴ひ生産設備の擴張と新設とを圖る必要も次第に増して來たので産業資本の需要は激増し出した。然し九月には銀行其他の貸出金は尙減少してゐたから結局五億六百萬圓の新規産業資本の需要に止まつたのである。ところが十年からは短期負債の形式による産業資本も亦増加した。更に十一年に入つては一方には海外情勢の好轉を反映し、他方に國內の物資需給關係が著しく改善せられ(自治的統制の影響と需要増加の結果)、農村經濟も農產物價格の昂騰と收穫増加によつて其購買力を増進し、國內取引も輸出貿易も相併んで更に一段の活況を呈するに至つた。斯る環境の所へ十二年度豫算は急激な膨脹を示すに至り、而も軍事費を中心とする膨脹豫

産業資金の需要 (百萬圓)

	大正 8年	昭和 3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
長期資金										
社債及債券	248	442	304	315	153	166	-159	120	177	56
株式拂込金	1,036	338	382	198	186	150	449	579	449	738
小計	1,284	780	686	513	339	316	290	699	626	794
短期資金										
銀行貸出金	2,563	-655	-237	-6	103	-473	-296	-193	186	394
信託貸付金	—	164	113	-5	-9	-2	48	-28	53	35
産業組合貸付金	47	105	52	87	21	12	-0.1	28	28	(28)
小計	2,610	-386	-72	76	114	-463	-249	-193	267	457
合計	3,894	394	614	589	453	-147	41	506	893	1,251

國民投資の趨勢 (百萬圓)

	大正 8年	昭和 3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
内國債	315	420	239	66	204	746	1,109	1,041	878	859
地方債	56	209	180	157	166	202	235	235	81	165
産業資金	3,894	394	614	589	453	-147	41	506	893	1,251
総計	4,265	1,023	1,033	812	824	801	1,385	1,782	1,852	2,275

(註) 内國債は短期政府證券を含む

(兩表共三菱經濟研究所・本邦財界狀勢・12年3月號による)

算は今後は相當續くとの見透しから物資の需要急増も疑問の餘地がなくなり、既に需給關係が相當改善せられて手一杯の能力が作業されてゐた折柄とて、斯る需要の急増に對して相當な設備の擴張も已むを得ずとされる事態になつた。かくして、十一年の産業資本の需要は長期負債の形に於ても短期負債の形に於ても急激な增加を示し、年額十二億五千百萬圓に達したのである。この中にあつて銀行の貸付も約四億圓の増加を示すに至つたが、特に株式の拂込が七億三千八百萬圓となり、大正八年の十億三千六百萬圓に次ぐ巨額を示してゐる。これには龐大なる増税對策としての意味も含まれてゐるが頗る注目に値すべきものである。

ところで一方公債及び地方債も亦資本を吸收する。地方債の方には大きな變動はないが、公債は昭和八年十一億九百萬圓の急激な増加をなし、其後の増加額も引きつづいて年々八、九億圓に上り、十一年に於ても尙ほ八億五千萬圓を増し、十二年以降は再び増加に轉じようとしてゐる。

二 資金需要の激増と國民貯蓄

かういふ情勢の下に、いよいよ産業五ヶ年計畫が實行されることになると昭和十二年以降は産業資金の激増が必然に豫想される上に、公債の増發も亦不可避であるといふことになるのだから、若し國民貯蓄がそれに應じて増加せぬ以上、どうしても産業資金と公債との激烈な競合狀態が起り、從て金

利の騰貴、公債消化の行き詰りとなるおそれがある。ところが、周知の通り最近の國民投資の増加は直接産業資本の増加ばかりでなく、前述の如く國債投資の増加が最大原因である。而して其國債は國庫の資金を貯ふべく主として日銀の引受を通じて政府の當座預金となり、これが小切手で民間に支拂はれ、新なる預金通貨を造出して國民貯蓄を増す一の有力なる原因となつてゐるのである。故に民間に生産能力が充實し國內及海外の需要増大に對して其機能を充分に發揮する限り、而して需要が此の生産力の實情に即する限り、貯蓄の増大がよく國民投資に對應してゆくことが出来ると考へられる。

それ故、今後國防費の膨脹を中心として財政が急激なる膨脹を示し、然もそれが數箇年續くとすれば、需要に應すべき生産能力擴張（原料の自給を含めて）の必要は必至である。若しも生産能力が需要に對應して擴大されない時には、豫算は膨脹しても國民所得はそれ程の増加を示さないであらう。従つて國民貯蓄の増加も之に伴はないであらう。のみならず、生産力不相應に豫算を實施するとすれば、一方に於ては需給關係の均衡を失する所から物價が急騰し、他方に於ては足らざる所を輸入に俟たねばならぬなり、其結果爲替の軟調を齎すことは言を俟たぬ。

そこで一體、近年わが國の國民蓄積が年々どの程度に上つてゐるかをみると、稍不正確な推測ではあるが、比較的信頼出来るものとしては次表が引用出来る。之によると十年度が二十五億乃至二十三億、十一年度になると三十一億乃至二十九億圓見當である。

國民貯蓄の趨勢（百萬圓）

	大正 8年	昭和 3年	4	5	6	7	8	9	10	11
預金ノ 及増 貯減										
銀 行	1,380	626	195	-448	-389	265	654	686	683	1,074
信 託	—	322	165	10	53	-6	152	192	160	124
郵便貯金	136	220	308	286	272	95	97	152	163	240
産業組合貯金	65	125	97	-6	-32	-8	16	81	(81)	(81)
小 計	1,581	1,293	765	-258	-96	346	919	1,111	1,087	1,519
生命保険料(1)	150	572	640	644	653	679	728	834	867	964
掛 金(1)	17	103	32	76	-14	41	39	26	(26)	(26)
私人ノ應募シタル有價證券(2)	579	493	387	258	248	442	572	691	555	636
合 計	2,327	2,461	1,824	720	791	1,508	2,258	2,662	2,535	3,145
							(2,113)	(2,163)	(2,297)	(2,573)

(註) (1) 保険料及掛金に付き土方博士（昭和 11 年 8 月號經濟學論集）は正味金額即ち預入に相當する保険料及掛金から預金の引出しに相當する保険金、還付金、年金、無盡の落札金等の受取額を控除せるものを採られてゐる。

(2) 長期國民投資額の 35% として計算した、但し昭和 8 年以降國債投資激増し而してその多くの部分が金融機關の投資となれるを以て私人投資を長期國民投資の 20% と推算したる数字を併記（括弧を附したる数字）しておいた。

（三菱・本邦財界狀勢・12 年 3 月號）

筆者の友人が年餘の勞作によつて收計した別的新調査によると十年度が二十八億強となつてゐる。

これは三菱の推算よりは幾分大きいが、まづ此邊が大過ない見當とみていいのではあるまい。

ところで、此の國民貯蓄が年々の國民生産に對して大約何パーセント位に當るかといふと勿論景氣の好凶によつて可なり大きい高下はあるが、最近では大體一八%見當のやうだ。

(景氣の悪い年にはずつと下つて一〇%近くに落ちる。)

(註) 十年度總生産額百五十二億圓に對し國民貯蓄二十八億圓で約一八%、十一年度生産額を百六十六億圓と推算し、國民貯蓄を三十億圓とすれば、これも約一八%である。

三 五ヶ年計畫期の國民貯蓄に就て

そこで、五ヶ年計畫が順調に進むとすれば、全體一括して、五ヶ年に生産倍加とみて、年平均一五%宛の生産増加が行はれる筈である。さう順調に進まない場合も假定して、十二年度以降年々國民生産を一〇%乃至一五%宛増加するとせば、

	一〇%増しの場合	一五%増しの場合
十二年度生産額	一八三億圓	一九一億圓
十三ヶ年	二〇一ヶ年	二三〇ヶ年

	十四ヶ年	十五ヶ年	十六ヶ年
二三二ヶ年	二五三ヶ年	二四三ヶ年	二六七ヶ年
二九一ヶ年	三三五ヶ年		

この中毎年平均一八%宛蓄積されると推定すれば、平均年額四十一億圓乃至四十六億圓となり、上記の所要資金年額四十億圓を貯ひ得る計算となるやうだ。のみならず年額五、六億圓程度の短期資金の増加も之で貯ふことが出来るであらう。

(生産の増加が一〇%に止まる場合には勿論建設資金の需要を手控へられるものと考へられる。)

前にも述べたやうに年々の生産擴充工作さへ順調に、能率よく進行すれば、少くも五箇年平均的にみる限り惡性インフレは避け得られる筈であるが、問題なのは、ここ二、三年間の資金調達である。といふのは、此の前半期に於ては建設資金の需要の方は平均以上に激増するのに、生産擴張の方はまだ平均以下に止まつてゐるから、結局年々の貯蓄だけでは資金の需要を貯ひ切れないことになる。その代り後半期になると資金の需要は減少して、貯蓄の方が増加するから、逆に需給のバランスは餘程餘裕が出來てくるであらう。

四 信用インフレ工作の緊要

結局、擴充工作の推進を計らうとすれば、どうしても、差當り、一、二年間は不急な消費の增加分をなるべく抑制して、蓄積分の割合を高める（例へば一八%の代りに二〇%とするやうな工夫をするとか）と同時に、相當積極的な信用膨脹政策を探らねばなるまい。それには勿論種々の具體の方策があるだらうが、要するに、

- (1) 預金部、簡易保険の動員は勿論のこと、日銀背負込分をも増加せしめて、公債を増發することと、
- (2) 日銀を中心とする特殊國策的金融機關（興銀を始めとする諸特殊銀行及預金部資金）の機能を擴大強化して、産業建設用資金の供給に積極的に乗り出すこと。
- (3) 勿論反面に資金の動向の統制を斷行して、合理的配給の實をあげねばならないし、低利政策も持続的に、效果的に遂行する必要がある。

周知の通り、池田成彬氏の日銀總裁就任當時結城藏相とタイ・アップして、日銀機構の改革と積極的金融工作に大いに乗り出すデエスチニアが示されたが、最近迄は、實際さう大した積極化は殆ど行はれず、むしろ、逆に信用收縮、起債市場の逆轉をさへ惹き起す有様だつた。これは漫然たる信用インフレが思惑的企業と投機市場の活躍を過度ならしめるといふ不安があつたのと、膨脹の限界が見透し出来なかつたためのやうである。いづれも健全なる信用工作の前提條件を缺いてゐる結果である。換

言すれば、從來の缺陷は、政府の積極的國策が一元的に統制され、確立されてゐないために金融動員がぐらついてゐたことであり、消極化されてゐたことである。從て、又、合理性の判断に就ての基準を缺いてゐた點である。

金融の積極化のためには、どうしても、先づもつて、建設工作に對する國策的助成の態度が明確化されねばならない。それさへ出來れば、政府が、損失の補償なり、低利資金源泉の供給なり、保證會社の設立なり、いくらでも積極的に疏通を計る途は考へられる筈である。

(註) 最近日銀の金融政策に稍注目すべき積極化の傾向が實施され始めた。即ち、國債擔保利下と社債擔保貸出特別優遇が七月十五日から實施されたが、その内容を日銀發表に従つて要約すると左の如くである。

- (第一) 國債擔保貸出利率の引下
 - 一、國債を以てする資金融通に一層の利便を與へる趣旨を以て
 - (イ) 國債を抵當とする貸付利子及び國債を保證とする手形割引歩合を日歩九厘以上とし、最低利率の一厘方引下をなすこと（即ち最低利率は商業手形割引歩合の日歩九厘と同率としたこと）。
 - (ロ) 常座貸越及びコルレスポンデンス貸越利子も、その擔保品は國債なるが故に右に準じて日歩一錢二厘と一厘方引下げること。
- 二、日銀公定歩合全體の引下に非ざるを以て、其他の商業手形割引歩合（現行日歩九厘）並に國債以外のものを抵當とする貸付利子及び保證とする割引歩合（現行日歩一錢一厘以上）は從前の通りとすること。

(第二) 社債擔保貸出特別取扱

一、期末その他金融繁忙の時期に際し、國債引受シンヂケート構成員の全部又は一部を含み組織せる引受シンヂケートが引受け且つ時局の上より見て緊要と見られる事業の社債につき、市場の情勢によりその團員が必要上當該社債を保證とする手形割引に依り日銀に對し一時の融通を求める場合には、日銀として特別の便宜を圖り、その融通金額及び期間を考慮し、これに國債以外のものを保證とする手形割引の最低歩合（一錢一厘）を適用し資金を融通することとする。

二、從來から日銀の見返擔保品となつてゐる株券、社債等に對する資金融通に關しては、今後も勿論從來通りの取扱をなすもので、右の社債擔保貸出特別取扱の新方針は、日銀見返り擔保品たるの諸條件を具備せし、從つて見返り擔保品目中に入れられてゐない社債に付ても、それが前記の如き諸條件を具へてゐる場合には、特別にこれを見返り擔保にとつて資金を融通するといふ特別取扱をなさうとの趣旨に基くものである。（國際經濟週報・七月二十九日）

即ち、之は公債市價の維持と同時に日銀の産業金融への進出の第一歩を示すものである。しかし、之では、まだほんの第一歩を踏み出したといふだけで、問題は専ら今後の施設に残されてゐること冗談を俟たない。即ち起債シンヂケート團は之で一應は日銀の援助を得られるが、それは畢竟短期的信用に止まるから、長期信用たる社債類の引受には依然として、他の特別長期信用工作を必要とする。

五 民間金融機關の統制

資金の動員とその合理的配給のためには、政府はどうしても民間金融機關に對して、その授信業務に對する拒否権と勸告権とを獲得せねばならない。大藏大臣の下に金融統制の有力な機關（勿論官民協力的な）が出來、これが、建設計畫の參謀本部と緊密に提携して、資金の移動を合理的にリードす

る必要がある。

（イ）大口資金の動きに對して消極的な拒否権（勿論その前提として大口貸付の報告要求権を持つこと）と積極的な勸告権とを持つだけで、大抵、資金の疏通は可能となると思ふが、

（ロ）萬一の場合、強制的な命令権をも行使する必要が起らぬとも限らない。（このときは勿論反面に債務保證又は損失補償を考へるべきである。）

國家としては、國策的工業會社の建設資金を、かくして、積極的に貸付けるやう勸告乃至命令する以上、當然、又、當該產業會社に對して、嚴格なる監督、指導権を獲得せねばならない。このことは勿論、經營上の細目に一々干渉するが如き官僚的統制を意味するものではないが、重大經營事項の決定、營業成績の報告を始め、可なり立ち入った検閱權行使する必要が生じる。

その代り、又、當該會社の積極的擴充設備の更新その他、萬般の助成的政策に乗り出すことになる。つまり、今迄は、純粹に、私的事業として、その成り行きは個人的興味に一任されてゐたものを、ゆる官民協力の眞實の効果を獲得して行かうとするのである。

現に大財閥以外の事業會社にとつては、この種の助成政策がいかに緊要であるかは想像を遙に超ゆるものがあらう。

六 中小工業の金融工作

特に中小工業金融助成としては、

(イ) 興業銀行及普通銀行の活動の外に、

(ロ) 道府縣又は六大都市損失補償制度の存續、擴張（國家による損失の一部補償へ）

(ハ) 中央金庫の擴充と、

(ニ) 中小産業振興會社案が注目される。

最後のものは金融の外に債務の保證や工業組合製品の販賣や輸出助成等をも行ふものであつて、その企圖は注目に値する。なぜならば、單なる金融工作だけでなく、中小産業の行き詰りの根因にも觸れて一手輸出の實行に迄乗り乗り出してゐるのであるから。東京では、又、之と別個に債務保證制度を新設しようと努力してゐる。これらはいづれも、無擔保貸付に對する債務保證であつて、側面から中央金庫その他の無擔保貸付を助成しようとする政策のあらはれであり、大に國策的に獎勵せねばならない。

中小産業振興會社案に對しては、之をいかに眞實の國策機關化するかといふ點に就て、その機構上には再検討を必要とするが、此種の根本アイデアは賛成である。此の振興會社の出現によつて、中小

工業の缺陷たる販賣及輸出機構が一般に合理化される可能性は一應承認出来ることであるから、國家は此の點をも大に助成して然るべきものと思ふ。

元來、貿易業者や問屋の中には中小工業者の資金難に乗じて、貸金で之を拘束したり、又、中小工業者の分散孤立に乗じて、過酷條件の取引を強要し、且つ屢々思惑的投機をもつて消費者及び當業者をも重壓するものも少くない。それは何といつても中小工業者の財政的貧困に附け入るものであるから、有力な國策機關が出現して、中央金庫や興業銀行などと提携して、組合運動を助成すれば、かうした缺陷を幾らかは取り除き、國策的には有益なことであらう。

(ホ) 國防品關係の發註に對して、政府が特に前拂ひ制度を斷行すること。

(ヘ) 發註高を見返りとして、金融機關から、受註工場に金融の便宜を計るやう盡力するやうにしたら、中小工業者は大いに助かることにならう。最近、興業銀行が軍部と提携して受註、中小工業者に原料仕入その他の金融を與へる代りに、軍部からの支拂金を直接興銀を経て行ひ、それによつて返済を確保することに取りきめたと傳へられるが、これなどは、有益なやり方として推賞されよう。蓋し、受註關係の健實な資金需要に應じ得ると同時に、工業者の思惑的な過大需要の方は、之で適當に抑制出來ることになるからである。

なんといつても中小工業金融は個々の企業者を對象とすることは困難だから、工業組合そのものの

發展が前提となる。金融の積極化が組合を助成することは勿論だが、組合員の協同的精神と健實な指導とが、すべての第一要件であるといはねばならない。政府は少くも國防産業に就ては、工業組合の設立を強制し、その合理化のために萬全の策を講ぜねばならない。かくて、工業組合が發達すれば、中央金庫の財源的基礎も確立するし、又、組合金融の危險性も緩和されるから必要な積極工作が容易となる譯だ。

日滿經濟五ヶ年計畫 総

附 錄

第一、ナチスの國防經濟政策と民間企業家の指導的役割

第二、ナチスの產業統制組織と所謂指導者原理の實際

第三、わが工業組合の強化とカルテルの國策化

(附) (イ) 商工省の強制カルテル化工作

(ロ) 準戰時統制から戰時統制へ

第一 ナチス的統制に於ける民間實業家の指導的役割

— ドイツ・ナチスの賢明なる政策

國防經濟の體系化に當つて、現にわが國では國家社會主義とナチス的統制經濟主義との對立した考へ方が激しく鬭争してゐる。此兩者の根本的相違は前者が民間實業家の經濟指導者としてのエキスパート的役割を輕視し、國家官僚による強權的マニブュレーションを以て、萬事圓滑に整然たる體系化が進捗するといふ風に考へるのに反して、後者は飽く迄民間實業家の企業的イニシアチヴを尊重し、いはば自治的統制を土臺として實業家自身による規律體系をつくり出させるやうに心掛けるにある。だから、後者はまた官僚的強制に反対する民間實業家の總動員政策であるともいへる。

前者は一見机上の觀念的設計圖式としては、いかにも徹底的、改革的であり、進歩的、理想的であるかのやうにみえるが、それだけ又非現實的であり、飛躍的であり、之を斷行するとして、その過程に於ける重大な摩擦と停頓と混亂とは到底之を回避することは出來ない。換言すれば、一大革命的混亂期を通過する所以なければ、かうした設計圖が實際に圓滑に運營されることなどは考へられない。しかも、革命後に於ける、その官僚的管理の能率に就ても筆者は多大の疑問をいだかざるを得ない。

しかるに、後者即ちナチス的やり方は、他く迄現前の與へられたる現實的機構に立脚し、よくその長所を活かして、その短所を抑制し、以て、混亂を避けつつ、國策的動員の順調且つ能率的な遂行を期待せしめるものであるやうだ。殊に資本主義制度が全く行き詰つて腐朽のトン底に陥つてゐるやうな歐洲諸國と異り、尙ほ新興、前進の銳氣に溢れてゐるわが國の動員經濟に於ては、此のナチス的統制様式の指示する途は最も合理的な發展方向であるやうに思はれる。

換言すれば、わが國防經濟化は飽く迄民間實業團のイニシアチヴを尊重し、そのエキスパート的識見と手腕とを立案及執行の兩部面に於て、出来るだけ有效に動員する工夫が肝要となるものと思ふ。以上の見地から筆者はここにドイツ・ナチスの國防經濟政策を解説し、民間實業家の企業心の尊重と、その國策的動員の巧妙なるやり方に識者の切實な注意を促したい。その一助として、筆者はここに二つのナチス的國防經濟研究を提供する。その一つは、ナチス經濟大臣シャハトの機關誌とみられる「ドイツチエ・フォルクスヴァイルト」誌（一九三六年十月二日號）上、國防經濟のエキスパートとして有名な陸軍少佐、ヘッセ博士の「國防經濟に於ける經濟指導者（即ち實業家）の重大なる役割」と題する興味深き論文を見出したから、ここにその大意を平明な形式で紹介し、以て、筆者の提唱しつつある「實業家總動員運動」の促進に資したいと思ふ。（以下直にヘッセ博士の論旨に入る。）

二 經濟指導者の動員の問題

今迄國防經濟の研究といふと、とかくその物的方面のみ力説されて、肝心の人的方面——或は精神的方面は閑却され勝ちであつた。即ち、企業統制の機構とか、原料自給とか、生産設備並に勞働力の非常時編成様式とか——さういつた方面的のみ問題とされて、それらを實際に運営する人物としての經濟指導者的人格、手腕、及びその指導精神の方面は、不當に閑却されて來た。殊に、民間實業家としての經濟指導者を國防經濟組織の中に編入、起用するに當つては、動もすれば、國權による強制だけで萬事圓滑に運ぶかの如き重大なる錯覺すらいだかれてゐたものであるが、これなどは人的問題の輕視から生じる最も危険なまちがひであつて、吾々は、先づ何よりも經濟指導者の動員、起用は出来るだけ自發的に、積極的に解決されるやうに心掛けなければ、全組織の運用は能率が著しく毀損せしめられるものだ。といふ第一命題を提唱しない譯にはゆかない。

三 實業家起用の緊要性

此の命題と併んで、吾々が特に警告しておきたいのは、從來官僚者中には民間實業家に對して、之を個人的私利の追求者であるといふ一面だけから觀察し、實業家は我利々々亡者だから國防的國策の

運營を託するに足らないといふ風な結論をなす連中が少くないが、かかる觀察は偏狭な妄斷であつて、民間實業家の國策的、公益的追求者としての半面を意識的に抹殺せんとする企圖に出づるのでなければ、甚だ輕率な妄論で、取るに足らない。吾々は實業家の國策指導者としての自發的役割を充分尊重し、之を有效地に動員する工夫をなすことを緊要とする。これが、いはば、第二の前提的命題である。

四 實業家の社會的關心

周知の通り、現在の經濟組織の下に於ては、民間實業家は、いづれも夫々一城或は數城の主人であつて、その事業の盛衰の岐路は、彼等の識見、手腕、統率力——要するに人格的優越性の如何にかかるところが最も大きいといへる。かういふ意味で企業の運命は即ち統率者たる當該實業家の人格の反映であるといへる。兩者は緊密に結合してゐる。その代り、當該企業は飽く迄私的利益の追求機關である以上、統率者たる實業家の立場も亦私的、個人的のものであるにはちがひない。

だが、企業の規模が次第に擴大され、實業家の支配する企業の範圍が縦にも横にも延長されて行くに従つて、彼等の關心は昔のやうに、純粹な私的、個人的のものではあり得なくなつてくる。彼は數千、數萬の多數人を雇傭し、彼等の生活を支配する公的な指導者としての役割を、知らず識らずの間に引受けていることになる。それでも、舊式、頑迷な實業家の間には、尙ほ自分一人だけの金錢的利益の役割を自覺しつつある者が甚だ多いのである。

(註) 公益優先の原理とは、決して公益のみを考へて私益を全然否定せよといふのではない。私益は、それとして一應認めるが、飽く迄も公益の高い規律の下に於て、それと背馳せぬやうに行動せよといふのである。

五 實業家のイニシアチヴの重要性

のみならず、彼等民間企業家の役割を單に與へられたる國家命令の機械的なる執行機關としてのみ考へるやうだと、國防經濟の體系化には非常な錯誤が生じるだらう。なぜならば、彼等は積極的ないニシアチヴの持主であり、少くも、事、經濟現象に關する限りでは、經驗も、知識も、又これらを驅使する性格も充分兼ね備へてゐる立派な指導者なのであるから、立案と計畫とを包含する権要な指導的位置には是非其彼等を重用して、その手腕、識見を縱横に活躍せしめるやうに心掛けねばならない

のである。

六 國家統制の強化と實業家の立場

とはいへ、平時經濟とは異り、國防經濟の運用に於ては、いかに有能な經濟指導者の個性も或種の國家的要要求に順應せしめられる場合が多いことをも確認せしめねばならない。國防經濟といへば國民的生存確保のため——特に國土擁護のために經濟活動が奉仕せしめられるのであるから、何よりも公益が第一義的と考へられ、各個人はそのために忠實に行動することが要求される。従つて、個人的立場の種々の配慮や計畫やが犠牲とされるし、又、最高の經濟指導者も最低の一般労働者も等しく國家的規律の下に取扱はれる、例へば事業計畫、工場操作、配給及價格の決定等廣い範圍に亘つて、個々の經濟指導者は自由意思を奪はれる。

ただ、ここで問題となるのは國家統制の程度であつて、例へば、綿密な國家計畫經濟に迄進むべきか、それとも統制された市場經濟の程度に止まるべきかは一般的には論議のあるところであらう。

それに關聯して、吾々の先づ考へておかねばならぬことは、經濟指導者の自由活動が國家的に抑壓されるといふことは、一見公益と私益との對立のやうに思はれるにも拘らず、もつと深く立ち入つて考究すれば、兩者は決して對立ではなく、むしろ結合であり、従つて經濟指導者の公的活動も私的立

場と對立するものにはならない——といふことが判るであらう。

それに國家統制とはいつても、現代的大企業の指導者は國防經濟時代に立ち到らぬ平常から、多數の所屬員を一定の規律の下に訓練し、統率し、嚴乎たる命令の下に動員してきてゐるのであるから、彼等は或見地から大軍の將帥と異らぬ識見と、洞察力と、鋼鐵の決意と清純な性格の持主としてその生活を鍛錬し抜いてゐることを注意せねばならない、彼等の重責觀念、冒險に對する敢爲性、指導者的役割——これらは軍隊に於ては最高司令官の一令の下に支配されて動くのであるが、經濟界ではいはゆる經濟法則といふ目にみえない鐵則に服從して動くのである。

かうみてくると、國防經濟的統制といふことも何も唐突な新編成原則の採用などと考へることは當らないのである。

七 計畫經濟化の制限

それに又、國防經濟が國家計畫化的要素を強めることは不可避であるとはいへ、決して、それは全部的計畫經濟化が理想だなどとは考へられない。現に經濟の官僚化がいかに重大な弊害をもたらすかは周知のところであるから、たゞへ、幾分の官僚化は不可避のものだとしても、そこにはなるべく之を限局しようとする努力が働くねばならない。一方では企業的イニシアチヴを出来るだけ激刺と作用

させるために國防經濟的要求と同時に市場經濟的要求をもできるだけ自由に、圓滑に充足させることが望まれるのである。要するに國防經濟といつても机上の理想的設計ではなく、日常の經濟生活の現實の過程に於て遂行されるものであるといふ一事を銘記せねばならない。

だから、國防經濟といふことは私經濟活動から國家經濟活動に全然變更されてしまふものであると斷定するならばそれはまちがひであらう。現に、國防經濟の指導者達は近年公共事業や軍擴工作の進捲につれて經濟活動が國家的註文に依存するやうに調整されてきてゐることを非常に心配し、他日軍擴一段落後の常態復歸に備へる用意をも忘れてはならないと警告してゐる程である。

八 國防經濟に於ける「經濟的合理性」の尊重

それに國防經濟といふことも、畢竟經濟的現象に他ならないのであるから、いかにその需要の充足が迅速且つ集積的に處理されなければならない場合でも、飽く迄これは經濟的指導原理の指圖に従つて行動されねばならぬといふことが理解されてきた。だから、今日、豫め國防的用意を行つて、それに多額の支出を要求されるとしても、それは畢竟、開戦の場合に不用意の狼狽に陥る（嘗て世界大戦當初に経験したやうな）ことなく、整然と經濟的活動を展開して行ける——といふ、いはば純經濟的打算の見地から考へられねばならないことなのである。要するに、戰時經濟に於ては多少國家統制の

強化は止むを得ないとしても、窮屈は經濟法則に従つて、經濟的理性によつて經營されて行かねばならない。だから經濟指導者は國防的 requirement をよく促進するやうに努力しなければならないと同時に、國防的 requirement 自體が經濟的利益の配慮を全然忘却し去ることは出來ないのである。

九 實業家の國防經濟的訓練

（軍部との融和的協調）

最後の問題は經濟指導者達に國防經濟的要求を豫め理解せしめ、それに對應する訓練を豫め充分進捲せしめておくことである。幸に世界大戦の歴史が經濟活動の國防的重要性を全國民の脳裡に可なりハツキリと痛感せしめてくれはしたもの、いざ、今日開戦といふ場合に、いかに經濟家が善處すべきかといふ用意はまだまだ決して充分行き亘つてゐるとは思はれない。従つて教育的政策の必要は多分にある。

財界人と軍部との充分な接觸及協力——換言すれば經濟人による國防的 requirement の理解の上にのみ、萬全の準備が期待されるのである。

だから、國防上の秘密も勿論大切にはちがひないが、それに觸れない限りで、出來るだけ率直に國防的 requirement を提示することも肝要なことである。軍部が經濟人と協力して國防經濟化に助力することも

忘れてはならない。

かくて、今日より經濟指導者達に國防經濟化の訓練を施し、指導者は又、その部下を訓練する。それには教育註文とかその他種々の組織的方策が採用されねばならない。

ともかく、全解決の中心點は經濟指導者の識見、手腕及熱誠にかかる。少くもドイツの經濟指導者達は世界大戰以來立派に國家的に活動し、國防經濟の擔當者としての有能さを立證してゐる。組織化の手腕、企業的イニシアチヴ、責任感、經濟的見識、犠牲心——これらの種々の觀點からみて、彼等は國防經濟を立派に現實的土臺の上に遂行する資格を持ち合せてゐるものとみてよからう。

——(以上ヘッセの説明)

第二 ナチスの產業統制組織と指導者原理の實際

一 有能指導者尊重の理論

ドイツ・ナチスの統制經濟を一貫する基本原理は、いはゆるフューラー・プリンチブ（指導者原理）と稱せられるものである。これは單に經濟上の統制のみでなく、政治的統制にも適用される。

その根元は社會民主主義、平等主義に眞向に對立する選良主義、能力不平等觀の考へ方から出發してゐるのであつて、

(イ) 對外的には、ドイツ民族の優越性を強調し、此の優越した民族が劣等民族を從へて之を善導するものが天意であるとする。

(ロ) 對内政治的には優越せる少數の指導者が大衆を率ゐて、選良政治を行ふのが天意であるとする。

(ハ) 殊に經濟的には有能の企業家が獨裁的統率者として經營を管理して行き、労働者達はいはば従者として、その指揮の下に、夫々の才能に應じた役割をつとめるのが最も能率のいいやり方である。

あると主張するのである。

つまりフューラー（指導者）の獨裁的統率權を確認し、彼の人格、手腕の卓越に信頼して、その能力を充分に發揮せしめ、大衆はこれに追随する外、ドイツ再建の方策は無いと確信するのである。政治的のことは姑く措き、經濟上のことについて述べれば指導者は主人であり、絕對支配者である代りに、又絕對責任の引受け手である。労働大衆を統率して、全國民的經濟水準向上のために全責任を負つて奮起するものを彼に要求するのである。そして彼を動かす行動原理は全體主義から來た公益優先の原理でなければならないとする。

二 全體主義・公益優先の理論

では一體、全體主義とは何か？

ナチスの最高經濟理論家フェーダーによれば、「從來の自由主義的國家觀は原子論的であり、個人本位で、宛も石塊の集積の如き一團を考へてゐたが、ナチス全體主義のそれは家屋の如き生きた有機體を考へる。家は瓦とか木材とか鐵板とか——箇々の素材から成立つには違ひないが、それから離れた獨自の生命を有する。そして箇々の素材はそれらが全體のために、一つの計畫に従つて、有意義に結合されるとき始めて夫々の生命力が發揮されるものと見る。」

之を換言すれば、個々の人は任意的に自分勝手の行動をなすことに依つては、その天分の使命を遂行することは出來ず、全體即ち國家目的のために組織化されて、夫々獨自の役割を發揮するときに始めて生き甲斐が有るといふことだ。これは勿論

(イ) 全體の爲に個人を犠牲にして顧みないなどといふものでは毛頭ない。個人の利益（私益）はそれとして一應充分に尊重する。ただ個人は夫々の天分、才能に應じて國家の一員たる役割を忠實につくすことを念頭において行動せねばならぬと要求されるのみだ。

(ロ) 公益優先といふ原理は、何でも公益ばかり考へるといふのではない。個人の私益も大いに考へてよろしいが、公益に合致する範圍内に於て、或は公益を増進する方向に沿うて行動せよといふことなのである。

では公益の最高目標たる國家自體の使命は何か？ それは民族の維持・發展にある。民族の最良部分の發展にある。——ここがイタリー・ファツシヨの國家至上主義と、ナチスの民族中心主義とちがふところであつて、イタリー・ファツシヨでは民族の純潔性を否定し、國家自體に絕對至上の權威を認めるが、ドイツ・ナチスでは然らず。國家は民族の發展の道程たるに止ると斷定する。國家は手段で、目的は民族である。そして先にも述べた如く、ドイツ民族は世界的に卓越した民族なのだから、その卓越性を充分發揮し得るやうな國家環境を作り出すのが政治家の使命であるし、さういふ國家使

命を促進するやうな經濟環境をつくり出すのが經濟指導者の役割となるのである。

三 産業家自治の動員經濟

經濟機構の變革の現實的な目標は、いかにしてかかる經濟目的が有效に遂行されるか?——といふことに依存してゐる。いくら机上論として立派に見えるものでも、現實に圓滑に動かないやうな設計圖は何の役にも立たない。そこでナチスは公益優先を強調すると同時に、

(イ) 私有財産及私的企业の存在を尊重する。ここが社會主義とは全く異ぶ點で、私的企业家の激刺たる獨創力と企業家無しには到底ドイツ經濟の再建設は不可能であるとするのである。
(ロ) だから又、わが國の國家社會主義がかつた新官僚達の考へとは全く逆に經濟界の企業家自治を尊重し、眞實のエキスパートとしての經濟指導者の經驗と才能とに信頼し、之を出来るだけ、

積極的に動員して活用することを經濟國策の第一目標とする。

日本的新官僚達は、徒に机上の改革的概念論から出發して、國家統制の美名の下に官僚自身が經濟家を統御してゆくやうな新機構を築き上げようと焦慮してゐる。だがこれはいはば素人がエキスパートを抑へて、無茶な命令を押し通さうとする仕組であるから、有能者の權威が不當に蹂躪され、到底圓滑に進展する筈がない。そんなことをやる結果は企業心の萎縮の外はない。

之に反して、ナチスでは飽く迄も經濟實際家の能力中心で、要所々々は卓越した才能の有る實際家を起用して、その統制に當らせ、純粹の官僚はその實際家の手足となつて單なる事務的仕事に從事する仕組となつてゐるから、眞のエキスパートが奪起して、進んで國策的に活躍するのである。

(ハ) いはばナチスのやり方は實業家を抑壓せずして、反つて之を國策擔當者として動員する。

ナチスのモットーに「經濟界では能力のみが決定的役割を演じる。有能な經濟人はナチス黨員でなくとも飽く迄尊重して指導の任に當らせねばならない。ナチス黨員だからといって、それだけで經濟人の代りをつとめさせることは出來ない。」(ヒットラーの言)

又「資本は經濟のために、そして經濟は國民のために。」(ヒットラー)

更に又、企業は、最早最大利潤の爲に動くのでなく、國民の需要の充足の爲に動く。」(ヒットラー)などと強調されるのも之に依る。つまり、實業家の國策的任務が、ここでは特に力強く積極的に要求されることになつてゐることをハツキリと確認せねばならぬ。

一方では實業家を起用して、その手腕、才能を働かせるのであるから、他方では彼等の自覺を要求し、その國策的態度を強調するのは當然である。

四 産業資本助成への徹底

かくて、一口にいへば、ナチスは金融資本を統制して産業資本を助成し、その活躍によつて當面の生産擴充、殊に軍擴工作を有效に遂行しようといふ仕組を徹底的に斷行してゐる——といへる。現に、ヒットラーも資本を二種に別けて、一は搾取する資本と稱し、之は他く迄國家的に抑へつけるが、他是創造する資本と呼び、之はどこ迄も助成し擁護するといつてゐる。

搾取する資本といふのは貸付資本のことで、ナチスは早くから利子奴隸の撤廢を主張し、天下を取つてからも、低金利政策、高利債務の借替、農村モラトリアム、値段切下等の諸方策を探るし、その上高度の金融統制を斷行して、全國的に資金の強制動員を行つてゐる。さうしておいて、一方では、創造資本、即ち産業資本の立場を助成してその奮起を促し、彼等の活躍に期待してゐるのである。それといふのも、ナチス當面の急務が何を描いても生産擴充第一主義であるといふ根本目標をハツキリ把握してゐるからである。

ところが、我國の新官僚達は、根本的に何を急務とするかが一向お先まづくらであるためか、徒に小兒病的な机上の政策案を思ひ付き的に箇々バラバラに發表して經濟的建設工作の進行を阻礙することを少しも意にかけないかのやうにふるまつてゐる。社會改良も勿論必要である。統制政策固よりよろしい。しかし根本目標が生産擴充を第一義とする以上は、その積極工作を如何に有效地に遂行するかといふ根本的な考慮を少しでも忘却しては綜合國策は成立しない筈だ。此の見地に立つ時、吾々はナ

チス政策の賢明さをハツキリ認識することが出来ると思ふ。

五 同業組合の體系化とその自治統制

ところで、ナチスでは、如上の見地から實際如何にして實業家を動員したか？

その動員政策の中権に位するものが、所謂「シュテンデ・システム」、即ち職業別身分團體（或は同業組合）の體系化である。之は簡々の企業と國家とを結びつける事實上の融合機關たる役割を課せられてゐる。

「シュタンド」といふのは、それ自體實業家の同業組合であると同時に、國策的使命の遂行へ實業家を驅りたてる國家的、公共的組織もある。

(イ) 先づ、この機關は從來の階級分裂化的な對立的組合を清算して職業的な協働融合組合としてこの役割をもたされてゐる。

(ロ) それと同時に職業組合のピラミッド的な組織化によつて、全經濟分野の綜合的な體系化が出来、それによつて戰時動員が可能となるやうに仕組まれてゐる。

つまり、一方に當然産業部内の同業者の利益擁護團體たると同時に國家的利益の増進のための中間機關となつてゐる譯である。

商工業に就いて述べれば、工業、手工業、商業、銀行業、保険業、動力經濟業の七大分野に別たれてゐる。この七大分野には政府の息のかかつた（換言すれば獨逸經濟省を最高指導機關とする）それぞれ『全國團體』なるものがある。だから工業は『全國工業團體』に、手工業は全國手工業に、又銀行ならば『全國銀行業團體』と、それぞれ從屬してゐる譯である。

そのうち工業（即ち製造工業又は工場工業）の分野は餘りに廣汎に亘るのでこれを第一から第八に至るまで『主要團體』に分掌させる仕組になつてゐる。そしてその又各自の『主要團體』は事業の種類に應じ更にA B C等の『經濟團體』に細分されてゐるのであるが、これを文章で説明すると複雑を極めるから、ここには一見して解るやうな表にしておかう。

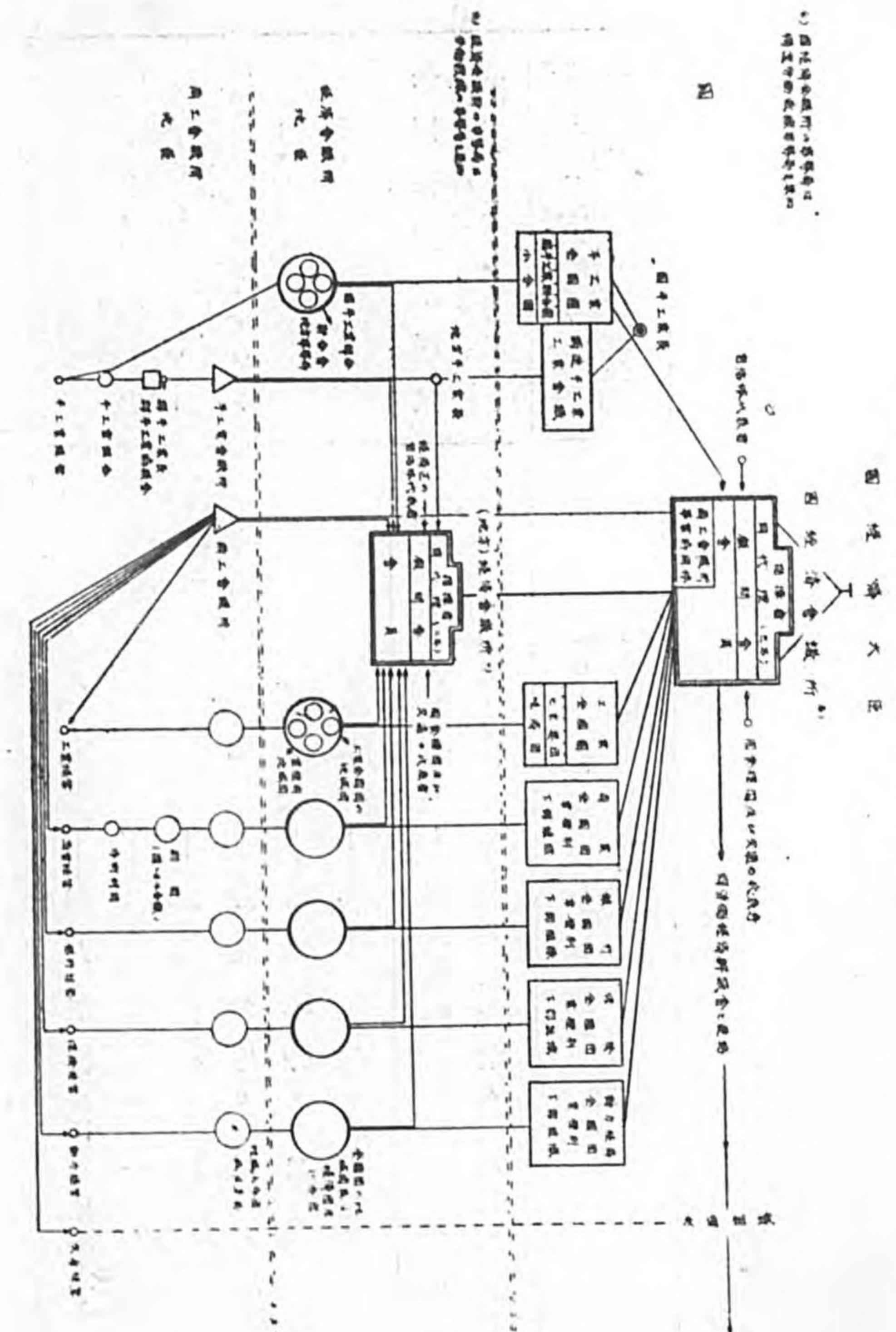
		第一 A 經濟團體 — 鐵山業(更に八に細分)		第二 B 製鐵業(クニ二ク)		第三 C 金屬工(鐵除外)(クニ三ク)		第四 D 製鋼業(クニ四ク)		第五 E 鐵工加工業(クニ六ク)		第六 F 機械業(クニ一〇ク)		第七 G 自動車製作(クニ五ク)		第八 H 飛行機製作(クニ四ク)		第九 I 電氣機械製作(クニ二四ク)		第十 J 光學機械製作(クニ四ク)	
		第一 A 經濟團體 — 鐵山業(更に八に細分)		第二 B 製鐵業(クニ二ク)		第三 C 金屬工(鐵除外)(クニ三ク)		第四 D 製鋼業(クニ四ク)		第五 E 鐵工加工業(クニ六ク)		第六 F 機械業(クニ一〇ク)		第七 G 自動車製作(クニ五ク)		第八 H 飛行機製作(クニ四ク)		第九 I 電氣機械製作(クニ二四ク)		第十 J 光學機械製作(クニ四ク)	
C	B	A	F	E	D	C	B	A	F	E	D	C	B	A	F	E	D	C	B	A	
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	
印	刷	化學工業(クニ一九ク)	伐木製板(クニ五ク)	瓦斯及製紙業(クニ四ク)	礦業(クニ八ク)	石炭業(クニ八ク)	木材加工業(クニ二ク)	石材及土砂利用(更に六に細分)	建築業(クニ二ク)	自動車製作(クニ五ク)	飛行機製作(クニ四ク)	電氣機械製作(クニ二四ク)	光學機械製作(クニ四ク)	鐵工加工業(クニ六ク)	機械業(クニ一〇ク)	鐵工業(クニ二ク)	製鐵業(クニ三ク)	金屬工(鐵除外)(クニ三ク)	製鋼業(クニ四ク)	鐵山業(クニ二ク)	
八	ク	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

『全國團體』
（所在地）デュッセルドルフ市
合同製鋼株式會社
（指導者）右會社總務
技師長 エーボインスゲン

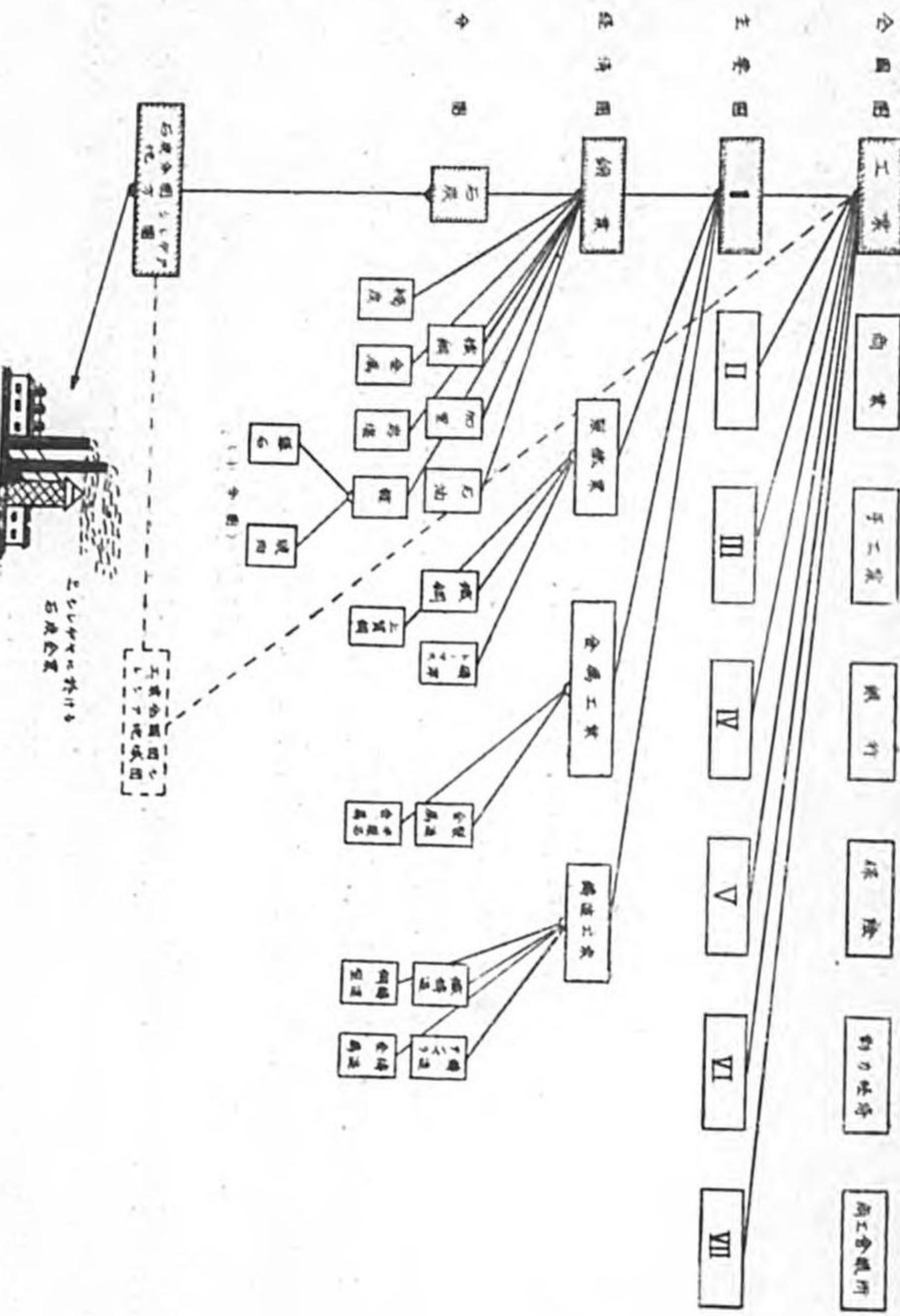
全「イヒスアルツベ・ハ・ンド」業團體 (所在地) 伯林市ノイシュテツ (指導者) リューエル博士	全職人親分シユミツト (指導者)	二、最近この團體は「手工業者」カンマーと合併 「獨逸全手工業者身分團體」を構成す	第七 タ	第六 タ
全「イヒスアルツベ・ハ・ンド」業團體 (所在地) 伯林市ノイシュテツ (指導者) リューエル博士	全「イヒスアルツベ・ハ・ンド」業團體 (所在地) 伯林市ノイシュテツ (指導者) リューエル博士	本團體は卸賣商及輸出入商(五一)、小賣商(三一)、藝人(二二)、周旋業(六)、其他(六)に細分さる	E D C B A タ ク ク ク ク 酒 製 醇 母 級 精 糖 菓 業(タ 業(タ 八 一 一 八 ク) ク) ク)	C B A タ ク ク 裁 縫 染(タ 染(タ 一 一 七 ク) ク)

全國保險業團體 (所在地) 伯林市ビクトリア二三 (指導者) 參事官 ヒルガルト ルクレツケ		全國「銀行」團體 (所在地) 伯林市フランツオ ジッシ 一六 (指導者) 舊領事 オット ・フライヤー		本團體を 細分して						經濟團體	個人銀行(更に五に細分す)
				F	E	D	C	B	A	經濟團體	個人銀行(更に五に細分す)
タ	タ	B	A	タ	タ	タ	タ	タ	タ	公共及特殊銀行(タ 一 ク)	公共及特殊銀行(タ 一 ク)
—	—	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	公共信用銀行(タ 四 ク)	公共信用銀行(タ 四 ク)
瓦斯及水流設備團體 —— となす	——	—	—	—	—	—	—	—	—	貯蓄金庫(タ 二 ク)	貯蓄金庫(タ 二 ク)
		—	—	—	—	—	—	—	—	信用組合(タ 二 ク)	信用組合(タ 二 ク)
		—	—	—	—	—	—	—	—	他(タ 四 ク)	他(タ 四 ク)
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

商工經濟の（地域的）構成



工業全國團の構成



一方これらの團體は地域的にも地方團體に細分されており、更に地域的にこれらの諸團體が商工會議所に綜合されてゐる。(經濟會議所)その全國的な綜合團體が全國經濟會議所となつてゐる。

(イ) 各企業は必ず、この團體のどれかに強制的に加入せしめられる。

(ロ) 團體は直接生産及販賣の統制には觸れないで、一般經濟政策上の問題とか共同合理化に役立つやうな調査、研究、報告、親睦等を營んでゐる。

(ハ) 團體の統制には一人の指導者に全權が委託される。當該部内の實業家中から選ばれた候補者を更に政府が任命することになつてゐる。(但し此場合當該團體の上級團體の意見を訊ねることを要件とされる)。指導者は國策的見地に忠實に且つナチス的精神に従ひ當該團體をリードする義務があり、政府によつて任せられる。彼を助ける爲に顧問委員會が設けられる。勿論實業家を以て組織する。又指導者は適宜専門委員會を任命し、彼の指導下に於て當該問題の検討に當らせる。大體以上の通りであつて、要するに之は經濟動員政策上の產業家自治團體の體系化と稱することが出来る。

六 強制カルテル法

ところが右の自治團體は直接生産及販賣の統制に觸れないで、それには相變らず獨逸獨特のカルテ

ル組織が重用されてゐる。一九三三年にナチスは強制カルテル法を設けて、未組織部内に強制的にカルテルを編成せしめ、又アウトサイダーを強制的にカルテルに參加せしめ、更に設備の新增設を經濟大臣が抑制する権限を認めた。ドイツのカルテル法は既に一九三三年から實施されてゐたのであるがナチスのこの新法令は、それを劃期的に強化したものである。しかしながらカルテルは飽く迄私的機關として實業家自身に依つて自治的に運用されてゐるものであつて、國家は外部から種々の統制を加へはするが、原則としては、それは、いはば傳家の寶刀であり、成るべくは實業家自治を認める建前となつてゐることを忘れてはならぬ。(ナチスの經濟大臣シュミットの聲明)

七 國家統制官も大抵は實業家を起用

尙吾々が特記せねばならぬ點はナチスの所謂國家統制なるものが、實は實業家の内情に精通してゐる實業家の起用に依つて遂行されてゐるといふ點だ。例へば、

(イ) 經濟獨裁家といはれる經濟大臣は、初代フーゲンベルグ(工業家、大地主)、次代シュミット

(大生命保險會社社長)、三代シャハト(銀行家)と相次いで實業家出身の指導者であり、シャハトに至つては、ライヒスバンクの總裁をも兼ねて、產業、金融兩方面の最高統率をしてゐる。

(ロ) その他價格統制官、勞働管理官、失業局總裁等、重要な國家統制上の要機はいづれも實業家

か彼等に好意ある穩健な指導者を注意深く任命してゐる。

(ハ) 勿論反面指導者でもナチス的、國策的に動かない連中はドシドシ解任してゐる。

かういふ工合だから、形式的には一見ひどい國家統制のやうに見える場合でも、實際は飽く迄資本の活躍が促進されるやうにといふ、指導精神で貫されてゐるのであつて、企業家もこの統制を信頼して、積極的に之に服従する協調的誠意を表してゐるのである。日本の新官僚達のやうに、私的企业家は仇敵でもあるかの如き壓迫的取扱を行ふのとはテンデ本質が違ふことを知らねばならぬ。これらは新官僚が未熟な机上の觀念論で、實際界のエキスパートを強權的に壓へつけようとする考へ方が抑も本末顛倒なのであつて、彼等は畢竟國策的に動員された産業指導者の手足となつて事務的業務に従へば反つて圓滑な動員經濟が行はれるのではないかと思ふ。

「統制はなるべく有能な實際的エキスパートの起用に依つて、そして實際家は斷然國策的に行動するやうに。」

これが今後の産業動員政策のモットーでなければなるまい。

第三 我が工業組合の強化とカルテルの國策化

はしがき

今議會に提出された工業組合法改正法は數項目にわたる改正項目を含んでゐるが、その中に強制組合化が一項目として加へられてゐる。改正の一般主旨は組合統制の強化擴大を目標としてゐるやうであるが、この一般的方向の中にあつて、強制組合化はその重要部分たるものと云ふべく、經濟統制の動向から見て看逃すことの出來ない意義を有つてゐる。この機會にこれに關聯して經濟團體一般の強制化について語り、併せて同業者の組合制度（現行の重要物產同業組合ではない。以下同じ）について私見を述べてみたい。

一 工業組合の強制化

工業組合の強制化と云へば、何だか組合に對する國家權力の強力な介入を考えるやうだが、改正法の意圖するところはそんなではない。その要綱は「國民經濟の健全なる發達を圖る爲特に必要ありと認むる場合には、統制事業のみを行ふところの當然加入の工業組合の設立を命じ得るものとするこ

と「出資團體と爲さざること」とある。即ち、特別の場合に限り政府は強制加入の組合の設立を命じ得るのであつて、既存及新設の普通組合は從來通り任意組合として残るわけである。ただ組合及び組合外に對する國家の統制はその他の項目の改正によつて若干強化される。而も、注意すべきことは、改正法に豫想される強制組合は、ただ單に統制事業のみを行ひ、従つて出資團體としないことになつてゐる。この點、強制組合は共同施設の利用を重視する普通の工業組合からは非常に懸け離れたものとなり、寧ろ、強制カルテルに近づくものと考へられる。

工業組合のかうした強制化は、既に、肥料工業（過磷酸工業）において先例を與へられてゐる。尤も、この場合には、過磷酸工業に限らず、硫安、石灰窒素をも含めて、重要肥料業統制法により單獨統制をみて工業組合法からは獨立したが、その指示示す方向は結局同じである。重要肥料製造組合は何處からみても完全なる強制カルテルであり、而もその高度化した強制シンヂケートですらある。

肥料業の實例によつても知られる如く、工業組合の強制化は必要と云ふよりも寧ろ必至である。必要な程度から云へば、大工業におけるよりも工業組合の對象とする中小工業の方が遙に大きい。大工業における強制制度の採用は問題であるが、中小工業においては今日は最早文句はない。大工業の統制團體が、専ら獨占的市場政策に力を致してきたに反し、中小工業團體（組合）はむしろ、共同施設その他による共同經濟的方面に主力を注いでゐる。これは夫々の特質に基くことであり、市場統制政

策の困難を共同施設によつて補つて行かうとする所に中小工業組合本來の行方があるからではある。併し、それだけに又統制經濟本來の理想から云へば、工業組合制度こそそれに近いものと云はなければならない。ここでは市場の獨占といふことは問題にならない。あつてもそれは特殊の事情に基く例外的のものでしかない。ここでは共同經濟への道が拓かれてゐる。世界大戰後の獨逸の一連の計畫經濟主義者たちは、大戰の實驗と教訓とに基いて同業者の組合による全國的經濟統制を考へ、謂はゆる「經濟的完成」die wirtschaftliche Fertigungにその方法を見出したのであるが、この經濟的完成は組合制度の中にこそ見出されるものである。工業組合中央會の川端氏はその近著で次の如く述べられてゐる。「任意カルテルでは統制及び合理化を徹底する能力が比較的弱いが、工業組合の制度は統制と合理化を併せて完成する可能性が多い。換言すれば、カルテルでは生産數量と販賣價格を統制するものが最も多く、或は共同購入とか共同販賣とかを行ふ組合もあるが、これらを綜合して事業とする所謂完成カルテルは尠い。之に反して工業組合では検査事業に依る製品の検査、原料材料の共同購入、製品の共同販賣、共同の加工又は製造設備、金融事業等に於て共同して合理化を行ふと共に併せて統制を行ひ目的を達する。而も之に法制的根據を與へて寛に理想的に完成された組合制度である」（工農組合經營）

中小工業における組合制度の強化は、更に今日の時局的必要からみても強く要請されてゐる。この

點では何も中小工業に限らず、大工業でも同じで、凡そ國防産業の同業者の組合化（現行の重要な物産同業組合ではない）は緊要とされてゐる。だが、それにしても中小工業にはそれ並みに特殊の必要をもつてゐる。中小工業の本來的な分散性と規格の不統一は、纏つた大量的な軍需に即應し得ない。この大量註文は、組合を通じて始めて適當に處分し消化される。肥料工業の單獨な組合的統制も斯業の軍需的重要性が多分に働きかけてゐることは否定できない。同業者の組合制度が大戰に如何に積極的な役割を演じたか、又それだけに、大戰中いかに組合制度の擴充をみたかは茲で述べない。それは兎に角として、併しこの事も結局、前述した工業組合における經濟的完成、換言すれば工業組合の完成のカルテル的性質に歸著するわけである。共同施設による合理化的事業と、他方これが補助手段としての生産及販賣上の統制事業との結合、これこそ工業組合、一般に同業者の組合の優れた特質といふべきで、統制經濟の組織方向は實にここに求められなければならない。

ところで、改正法では、先にも一言述べた如く、その豫想する強制組合は純粹に統制事業のみにその仕事を限つてゐる。従つて、同業者の組合をして同業者の組合たらしめる肝腎の共同經濟的部面が缺けるわけである。そして寧ろ強制カルテルに接近する。この點今一考の餘地があらう。成る程、共同出資による共同施設を強制事項とすることは、餘りに國家權力の介入の強さを思はせるかも知れないが、中小工業の共同經濟的統制を眼目とする工業組合の本質に照して、片手落の感がないでもなか

らう。又、本質上、強制カルテルであつて見れば、強制組合は、どの中小工業でも好いと云ふわけではなく、その適用範囲は自ら限定されるわけである。小及び極小工業には先づ不可能とみなければならぬとすれば、中工業に限られる。

強制規定の發動は實際上時局的緊要性を豫想してゐるのであらうが、この場合においてこそ寧ろ共同經濟の必要は愈々痛感されるのであるまいか。

尙、あれやこれを強制組合化すると云ふだけでなく、凡そ、制度そのものを原則的に強制化にするかしないかといふことが問題である。

二 カルテルの國策化

中小工業に限らず、全工業を同業者の組合制度で地域的に部門別に統制することは、統制經濟の建前から云つて望ましい。今直ちに全部門に及ぼすことは差控へるとしても、専くとも、時局産業だけなりとも斯うした組織に編成替することは必要であらう。原則的には勿論強制加入制を探る。この場合、大工業と中小工業、殊に手工業的極小經營とは之を別様に取扱はなくてはいけない。ドイツやイタリーのやうに、手工業だけを同種の工場工業の大工業とは全然別箇の系統に統制するのも一つの手であらうし、或は單に組合を異にするとか（現在工業組合でもみられるやうに）その他色々の方法も

考へられるであらう。

この場合注目すべきことは、大工業における既存の任意カルテルがどうなるかと云ふことである。或は任意カルテルがそのまま組合に改組される場合もあらうし、一旦解散してメンバーを多分に異にした別箇の組合を組織する場合もあらうし、場合によつては直ちに解散しなくとも、一時的ながらもカルテルはカルテルとして存續しながら別に組合を組織すると云ふやうな例外的場合もないではなからう。だが、原則としては、從來の任意カルテルは之を解消して新に同業者の組合を組織する。同業者の組合は、従つて、當然、從來カルテルが行つて來た各種の統制事業を行ふとともに、他方同業者の組合本來の共同事業をも行ふ。

カルテルの組合化——これは、カルテルの自己本位の市場政策から共同經濟、全體經濟主義への轉向の線に沿ふものと云へる。又このやうに仕向けなければいけない。殊に、市場統制政策と、共同經濟的活動とは之を密接に關聯せしめ、むしろ前者をして後者の基礎の上に立たしめるやうに仕向けねばならない。之によつて專恣的市場政策を封じ、公正なる原價計算に立脚せる國民經濟促進的な市場政策を實行せしめる。之が爲めには、經營の内部組織の改良や技術の改善及び組合全體にわたる統一的簿記制度の採用等を必要とする。市場政策の不正當なる行使の危険は多分にあるが、之を經營技術上の共働と如何に調和させて行くかが困難且つ重要な課題である。

立入つた事項は姑く措くとして、大工業をも占めた同業者の組合的統制（實際には工業組合的統制の擴充）の必要は其處此處で痛感されてゐる。例へば前記川端氏は同じ著書で次のやうに言はれる、「カルテル共同の利害に就て協定を實行するものであるが、加盟者は何れも獨立の資格に於て加入し、協定實行の責を負ふものであつて、協定違反その事自體はカルテル崩壊の原因となるにしても、加盟者自身は却つて事業上に一時の好都合を生じるので絶えず協定違反を生じ易い。……而して協定の守れないカルテルでは何等の役割をしないから嚴格なる制裁規定を設けて違反を防ぐことが必要である。それが爲めには定款を作り、加入者の權利義務、役員に關する規程、會議方法等を充分に規定する必要がある。然るに在來の多くは代表者を名譽職として實質的な組合事務を遠ざかるが如き習慣があり、規定の不備に附け込んだ違反が多い。此點に於て工業組合法は詳細なる規準があつて他の同種のものより統制が完全に行はれてゐると信ぜられる。此の見地からして私は任意カルテルを排斥するもので、カルテルは其組織と構成を工業組合の如く規定することが必要であると絶えず主張する。」而して此の考へ方は既に我が紡績聯合會によつて實踐されようとしてゐる。即ち聯合會が從前から工業組合への改組の意圖をもつてゐることは周知の事實である。尤も、これらの引用及び企圖ではまだまだ從來の市場政策的見地を踏襲して「組合の國策化」を等閑視してゐる所に批判の餘地もあるが、それにも、統制經濟の進むべき方向を指示してゐる所に看過すべからざるものがある。

三 強制カルテルに伴ふ危險

強制カルテル化の導入に就て注意すべきことは、カルテル從來の制限的機能に捉はれてはならぬことである。本來、カルテルは、經濟活動、就中、生產活動に對して、制限的に作用してきた。それは所謂「窮乏の子」として生產過剩による不況時代に生まれたことに基因するが、最近、カルテルの機能は此の點漸次改まり、カルテルに對する世人の認識、延いてカルテル政策も一變してきた。即ち、從來の獨占抑壓主義に基くカルテル抑制が、世界經濟恐慌を轉機としてカルテル助成に轉向したのである。恐慌後のカルテル法は、何處の國のそれでも、カルテル助成を根本趣旨とし、カルテル取締は單にその附帶事項たるに過ぎないのである。尤もカルテルに對する助成の程度は國によつて異り、我が重要產業統制法の如きは最小限度の助成に止まつてゐるが、ドイツやイタリーその他若干の國々では、單獨法として強制カルテル法を施行してゐる。殊にナチスの場合の如きは、以前、殊に恐慌前の社會民主主義の政府が反カルテル的態度を取つただけに強制カルテル制度の採用に當つて積極的に國民經濟綱領の中にカルテル政策を取り入れることを聲明した。ドイツの強制カルテル法は、(イ)カルテルの強制設立及び既存カルテルへの強制加入と、(ロ)新設、擴張の禁止を二大眼目としてゐる。が、本法が實際の適用をみたのは専ら中小工業に限られてゐるやうである。これは大工業では自主的統制

が效いたため、本法を殊更適用する必要をみなかつたことに因ると思はれる。中工業部面における未統制と過剰設備の存在はかかる強制手段の介入を必要としたのである。

我が工業組合法改正が意圖する強制制度の部分的採用も之と無關係ではない。出來れば中小工業分野における強制カルテルは大工業の場合よりも痛切に必要である。併し、生產の制限ではなく、むしろ國防產業を中心とした工業生產力の擴充を目標とする我が統制經濟主義の建前からすれば、強制カルテル制度の一方的採用は警戒されねばならぬ。特にその生產制限的方面は嚴にこれを警戒しなければならない。主要目標は同業組合的共同經濟の方面にあるのであつて、單なる強制カルテルであつてはならない。

尙ほ強制カルテル法は、もともと恐慌對策として從つて一時の方策として採られたものであるが、これは何も營業の自由に對する制限を慮つてばかりのことではなく、むしろ強制カルテルの制限的性質を慮つてである。さればこそ、極く最近におけるナチス・ドイツに於けるカルテル政策の動向も理解されるのである。即ち、新聞の報ずるところによれば、現在の國防產業生產力擴張時代に於て強制カルテルは再吟味の俎上に上せられてゐるといふ。尤も強制カルテルの制限的性質についても、例へば、資本投下禁止條項の如きは單に投資制限といふ消極的意味ばかりでなく、過剰投資の部面を抑制して、生產力擴張部面に資本を誘導するといふ積極的役割をも有することを看過してはならない。

四 ナチス的經濟團體とカルテル

カルテル政策のこの動向は又、ナチス獨特の例の團體統制によつて決定されてゐる。この團體統制については茲では立入る餘白がないが、これはカルテル組織と併んで目下ドイツ國民經濟の統制單位となつてゐる。カルテルが任意又は強制の私的團體たるに對し、謂ふ所の經濟團體は公法上の強制團體であり、カルテルが生産及び販賣上の私的市場統制團體たるに對し、經濟團體は謂ば國家的經濟行政上の自治團體である。これら兩種團體の法律的性質、内容、職能は全く異つてゐる。今職能の點から云へば、カルテルが純粹に關係業者の利益團體として活動するに反し、經濟團體は強制加入の下に當該工業全體を代表し、國家的機關として活動する。從つて經濟團體はカルテル的な市場政策を遂行することは出來ない。ただ特殊の場合に限り例外を認められてゐるに過ぎない。經濟團體は主として當該工業の經營技術の改善に努力し、所謂（經濟的完成）兼ねてカルテル團體の活動を取締る任務と權限とを有してゐる。斯くの如く兩者は寧ろ上下關係に立ち、その機能は嚴密に區別されてゐる。

然らば、これら兩團體の關係の將來は如何、と云へば、これは現在では必ずしも明白にされてゐない。最近公布された諸法令の行間から之を窺つてみると、經濟團體の正常なる發展によつて、現在のカルテル的統制は早晚解消されると見られてゐるやうである。即ち、各經濟團體内部における共同經

濟的經營技術の完成によつて、現在カルテルが實行してゐるが如き市場政策は不必要となるのみならず、より以上に合理的且公正な生産及價格制度が招來されるとみるのである。經濟團體、即ちその内部における經營技術上の共働によるカルテル的市場政策の克服と云ふことが出來よう。

このドイツの經濟團體との關係に觸れて、一言、我國の工業組合制度乃至その一般的擴充としての同業者の組合制度について言及する必要がある。工業組合にせよ、同業者的組合制度にせよ、これは飽くまで自主的な——強制任意の如何に拘らず——私法團體であり、この點、カルテルと同じである。又、從來の如き生産及販賣上のカルテル政策をも行ふ。が、同時にそれは、ナチスの經濟團體の職能をも兼ね行ふ。即ち經營技術上の共働である。ナチス（イタリーでも同じ）においては公法團體として現在のところ經濟團體と私法團體としてのカルテルとの二重制度であるが、吾々の謂ふ同業者的組合制度は組合一頭立である。従つて、その間、組合の私的方面と同時に組合の有する國家的、全體主義的方面との對立の危險は濃厚であるわけである。蓋し、此の間の調節は最も困難な統制技術の一つに屬するであらう。（工業組合十二年四月號發表）

附(1) 商工省の強制カルテル化工作

商工省ではさきに暴利取締令を發して物價暴騰を警戒する事となつたが、今後の對支關係の發

展に備へて更に重要産業部門における統制強化に乗り出すこととなり、同省事務當局においてその中心課題たる強制カルテル設立に關して各産業部門別に調査を開始した。而して今回商工當局が目指せる重要な産業部門における強制カルテル設立は、從來の如く平時における産業統制強化とはその趣旨を異にし、戦時體制下における産業動員計畫に對應すべく立案するもので、その主眼となるものは左の二點であると見られる。

(一) 各重要産業部門における動力原料配分關係の調整

北支事變の勃發以來、既に朝鮮においては送炭減により動力機械を來し、半島工業界に不安を投げてゐるが、かかる事態は今後とも産業界各方面に發生する懸念があるので之等の懸念を一掃するため、必要と認むる産業分野にカルテルの設立を命じて原料、動力、労働力等の偏在を是正し、戦時經濟の見地より緩急に應じて諸工場における原料その他の配分關係を調整する。

(二) 圓滑なる物資の配給と物價騰貴抑制

戰時見越しによる物資配給の不圓滑、物價暴騰は、根本的には主として重要産業部門の生産面に於ける不統制に基因するを以て之に強制カルテルを設定し、國家的必要に應じて、増産配給を命じ更に價格を公定する。

而して之等は事態が今後一段と發展した場合の爲に準備されるものであつて、その發動の形式は

附 (口) 戰時體制化へ！

更に八月十六日、中外商業新報によれば――

「大藏省では支那における情勢の惡化に鑑みいよ／＼輸入統制、投資統制、事業統制、消費統制の四項を根幹とする經濟統制組織を確立するに決し、これに關する廣汎な權限を大藏大臣に賦與せんとする法律案を臨時議會に提案することとなつた。これは愈々我國民經濟が從來の準戰時體制から戰時的強制經濟體制の段階に入ることを公式に表示するものとして注目されてゐる。

而して統制の具體的内容はまだ分らないが輸入統制は從來政府が爲替管理によつて行つて來た間接的貿易統制を愈々直接的に行はんとするものであり、投資統制は金融の管理により事業統制と相呼應して生産部面の統制機構たらしめんとするものであり、消費統制は消費節約の勧奨乃至統制と併せて暴利取締、價格公定等配給部面の統制をも含むものと當然豫想される。

之につき財界一般の意見は統制四項目の内容がまだ明かでない今日その影響を具體的に觀測することは困難であるが、何れにしても斯くの如き事態に立到る場合については財界一般に既に覺

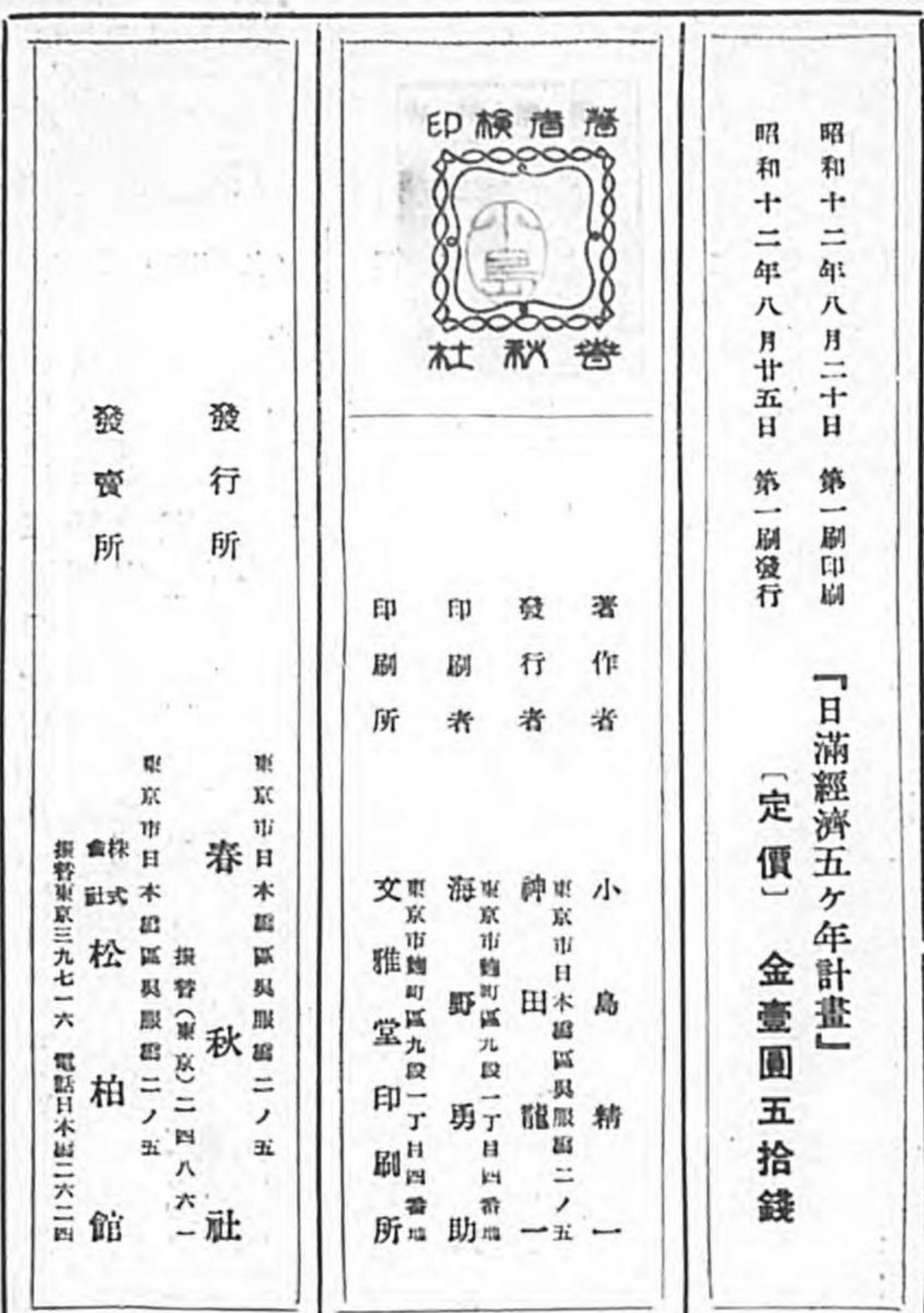
悟してゐることであるから今更動搖することはないと見てをり、たゞ官吏が廣汎な統制権を握つた場合、その行使に當つて獨善的態度に陥ることなく敏速適切なる統制をなすやう希望してゐる。なほ消費統制や事業統制によつて財界に不況を齎すのではないかとの懸念もあるが、消費の節約は軍需品に關係なき商品であつて、軍需品關係の事業や商品に對しては政府消費が増加するのであるから此間の政府の措置が宜敷きを得れば心配はない。また爲替相場を一志二片に、國債利率を三分半に維持することも財界の堅實を保持せんとする政府の方針を示すものとして歓迎してゐる。

今後政府のこの方針に呼應して生産、配給、消費の全部面に亘り諸經濟團體を初め財界各方面から自發的運動が活潑に展開するであらう。」云々

尙ほ、その後の發表によれば、統制の根本方針は

- (イ) 投資統制——投資の許可制
- (ロ) 事業統制——新設擴張の許可制。但し特別高率利潤以外は當分利潤制限なし。
- (ハ) 輸入統制——全面的輸入管理制。
- (ニ) 消費統制——生産財はカルテルの合理化により、消費財は消費節約運動による。場合によつては公定價格制（消費割當）へ進む。

以上



本製手河・本製

著次貞田勝

インフレは何時来るか？ どんな用意が必要か？ インフレが來たらどういふことになるか？

本書は、インフレの原因、経過、結果、影響等を明かにし、悪性インフレの實況を寫眞をして説明し、その原因の那邊にあるかを明かにせるものである。日本にインフレーションが果して来るかどうかは、他日の問題である。要はインフレの原因経路、並に、現象を明にし、インフレの財政対策を知ることである。この點に力を入れて、インフレ讀本の意味で書いたものである。

(第八刷出來)

インフレーション未だなほ

●主要目次●

提來のインフレーション學說の缺點
インフレーションの原因過程
金とインフレーションの結果
インフレーションの對策
インフレの社會的影響

歐洲産力擴充とインフレーション
インフレ財產對策
インフレの社會的影響

生産力擴充のインフレ
金の失業的性質

定價
菊判美装二八〇頁寫眞凸版一二〇個挿入
五拾五錢

橋本京東社春秋刊

全・ソルエゾノ日本 (卷八十全)

次月刊増刊に並行する毎月刊既刊

高橋 鳥吉共著	三井コンツエルン讀本
西野 喜與作著	三菱コンツエルン讀本
勝田 貞次著	新興コンツエルン讀本
鈴木茂三郎著	日産コンツエルン讀本
山賀川豊彦共著	證券コンツエルン讀本
飯田 清三著	大川・古河コンツエルン讀本
小野 文英著	川崎・横浜コンツエルン讀本
熊田 克郎著	財界コンツエルン讀本
山崎 靖純著	人間讀本
（中略）	論讀本
産業組合讀本	電力コンツエルン讀本
（中略）	保険コンツエルン讀本
（中略）	紡績コンツエルン讀本
（中略）	地方財閥讀本
（中略）	讀本

和田日出吉著	三井コンツエルン讀本
岩井良太郎著	三宅晴輝著
和田日出吉著	栗林正修著
西野人愛一著	西野人愛一著
利得著	（在現月八）刊既

増刊の趣旨

斯界各方面の絶大なる奥望と熱誠を拂ひつゝ生れ出でた、我が日本コンツエルン全書は、着々完成に邁進しつゝある處、既に發表の全十二巻は主として家的方面を中心とするものにてある爲、大方の讀者諸賢より産業會社の主なる部門に亘るコンツエルンをも増加發行する様との熱誠なる欲求もある次第に有意義たらしめる趣旨の下に、茲は大方の諸該部門を増刊し、我が日本コンツエルン全書をより一層の完璧を期する事に致した次第です。貴は大方の諸該舊の御支援を賜らんことを。

最近非常時の折から諸物價の異常な昂騰に伴ひ書籍製作の諸材料は從來見て見ざる暴騰を來し、其の主要原料たる洋紙は世界的の飢餓に襲はれつゝある現状に鑑み我社では萬止む改正することに相成りました。何卒有事御諒察下され此後共一層の御愛顧を御願ひ致す次第です。

改正定價表冊

六拾五錢

東京橋本二橋五區春秋社

東京橋本二橋五區春秋社

物價炎・生活

岩井良太郎著

準戰體制下
の大衆生活
に深刻に波及する複雑の解剖!!

國民的事件が物價に反映するのである。經濟、財政、政治、社會、國內的問題ではあるが、然しその動向の基本的關係を知れば、眼前に刻々開いて行く諸事象が、物價に、日々の生活にどのやうに關連するものであるかを理解するのは、さして困難なことではない。民衆生活に波及するものなどは、もなし難い、と云ふのは自由主義經濟時代の舊い考へ方では解説出來ない。現代物價の本質は、政策的問題である。それがそのためには、何よりもまず現代物價機構の本質を理解し、日々の生活に對して、實力をもつて對抗し得る餘地を一條の活路があるかを知らなければならぬ。

菊美價送
二カ八バ
一錢五圓臺
四拾料

一六八四二京東替振電
四二六二橋本日話電
社秋春
區橋本二京服東吳

分類

E

451

登錄番號

4134

日滿經濟五年計畫

小島精一著

氏名	貸	返	氏名	貸	返
柏木	14/12/10				

登録番號

東亞研究所藏書

分類

1.50

7/31